

第五十一回 参議院通信委員会會議録第九号

昭和四十一年三月十七日(木曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動
三月十七日
辞任
久保 等君
田代富士男君

補欠選任
永岡 光治君
渋谷 邦彦君

出席者は左のとおり。

委員長 田中 一君
理事 植竹 春彦君
新谷寅三郎君
西村 尚治君
光村 基助君

委員 古池 信三君
迫水 久常君
白井 勇君
寺尾 豊君
谷村 貞治君
鈴木 強君
永岡 光治君
野上 元君
横川 正市君
渋谷 邦彦君
田代富士男君
鈴木 市蔵君

国務大臣 郵政大臣 那 祐一君
政府委員 郵政事務次官 亀岡 高夫君
郵政大臣官房長 鶴岡 寛君
郵政省郵務局長 長田 裕二君

郵政省貯金局長 稻増 久義君
事務局側 常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

説明員 郵政省貯金局副 黒田 猛君
課長 業務課長

本日の會議に付した案件

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田中一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。
まず、委員長及び理事打合会の協議事項について御報告いたします。
本日の委員会においては、前回に引き続き、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、及び、郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に關する法律の一部を改正する法律案に対する質疑を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(田中一君) 次に、委員の異動について報告いたします。
本日、久保等君が委員を辞任され、その補欠として永岡光治君が選任されました。

○委員長(田中一君) これより議事に入ります。
前回に引き続き、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、及び、郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に關する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言願います。
○西村尚治君 郵便振替貯金法の一部改正案からまずお伺いしたいと思ふんですが、この提案理由の説明を見ますと、郵便振替貯金利用の増大に資するために料金の一部を引き下げるんだということ、趣旨はたいへんけっこうだと思うんですが、この程度の手数料引き下げで、どの程度の利用増を見込んでいらっしゃるのか、それをまずちょっとお伺いしておきたい。

○政府委員(稻増久義君) 四十一年度におきましては、口座振替では四十一万六千件が増加し、通常払い込みでは三十四万二千件、通常現金払いでは四万一千件が利用増に相なると考える次第でございます。

○西村尚治君 いま御説明がありましたのが、これはあれですか、料金を引き下げるために特に見込まれる純増ですか。毎年毎年経済活動というものが進展をして自然増というものがあつてはすずすね。そのほかに純増がこれだけあるということですか、込めての話ですか。

○政府委員(稻増久義君) 引き下げによりまして利用増でございます。
○西村尚治君 引き下げによりまして利用増、ああ、そうですか。

それから、この資料の一四ページを見ますと、払い込み、払い出し、それぞれに金額別に手数料がきめてあるわけですね。五百円以下は三十五円、これが二十四円になるといふふうにずっとランクがつけてある。この各ランク別の取り扱い件数というふうなものをおわかりでしたら、ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(稻増久義君) 通常払い込みについて申し上げますと、五百円以下は四百五十二万四千件、千円以下は六百八十四万四千件、五千元以下は千七百八十四万四千件、一万円以下は四百四十七万四千件、五万円以下は四百七十七万四千件、十万円以下は九十八万四千件、十万円超は六十五万四千件でございます。

○西村尚治君 払い出しのほうは……。
○政府委員(稻増久義君) 払い出しのほうは、五百円以下が五十二万四千件、千円以下が三十九万五千件、五千元以下が百二十四万四千件、一万円以下は四十八万四千件、五万円以下は百三十三万四千件、十万円以下が三十三万四千件、十万円超が八万四千件でございます。

○西村尚治君 いまの御説明によりまして、払い込みのほうでは、五千元から一万円までのものが圧倒的に多い。それから、払い出しのほうですと、千円から五千元まで及び一万円から五万円までのものが大部分を占めておるわけですね。したがひまして、今回の改正案によりまして、その引き下げの恩恵を受ける部分というものはきわめて少ない。大体払い込み、払い出しのほうで二〇%くらいものしか、今回の引き下げの恩恵に浴さない。あと八〇%程度のものはそのままだということになるわけですが、この際、むしろ、このランクの、取り扱い件数の多いランクのところを引下げておいてこそ、利用増というものを対して大きな期待がかけられるのではないかとおもうんですが、その辺につきましてはどうでしょうか。

○政府委員(稻増久義君) 今回の引き下げは、利子の廃止に伴いますその範囲内におきまして料金の調整をいたそうという趣旨でございます。料金を調整いたします場合には、振替の料金のうちで、口座振替が何と申しましたも、振替制度の中核でございます。これを重点的に伸長させたいというねらいをもちまして、三十円を十五円に引き下げたい、こういう考え方をとりましたので、残ります原資によりまして、やや安全度と、さらには、現行の利用形態の変化ないしは事務処理の敏速化等も勘案いたしましたところ、原資をいたしまして、払い込み、払い出しとも、大体五百円以下が四百七十七万四千件、十万円以下は九十八万四千件、十万円超は六十五万四千件でございます。

て、したがって、金額のわりあいに、売りさばきに要する手数料があまりかかっていないというように実情が見受けられました。また、いろいろな経費等も、手元にあります限りの資料で算定いたしますと、今回の改正で、なお、十万円以下、十万円をこえるもの、それぞれ若干の余裕を見ることができたという結論も出ましたので、十万円をこえるものにつきましては据え置きにした次第でございます。もちろん、まあ財源の関係もないわけではございませんけれども、検討した内容は以上申し上げたとおりであります。

○西村尚治君 いま財源の話がございましたが、この改正案にありますが増加額というものは、従来幾らで、今度どれくらいになるか、ちょっと……

○政府委員(長田裕二君) 売りさばき所に支払います手数料の金額は、四十年の、これはまだ予算でございまして、予算で二十四億一千七百万でございます。四十一年度は、この売りさばき手数料の改正もございまして、郵便料金の改正による増額も見込みます、それから自然増収というようなものも見込みますと、三十三億六千万になる見込みでございます。で、増加額は九億三千九百万円を見込んでおるわけでありまして、そのうち、手数料の率の引き上げによりまして五億一千万円、率にしまして一七・九％、こういうふうに見込んでおります。

○西村尚治君 五億何千万という、かなり金額だとは思いますが、これによって個々の売りさばき人が直接調う金額、これは毎月一人当たりどれくらいになるものか、資料があらましようか、ありましたらひとつ。

○政府委員(長田裕二君) 率にいたしまして、従来売り上げ額の三・三％でございまして、それが、三・九％に上がりますと、金額につきましては、これは五億一千万円、この約九万七千個所——四十一年度末の数字の見込みでございます、まだそこまでいっていませんが、九万七千個所くらいになるかと思いますが、そこで分けるわけござ

いますから、一カ所当たり年額にしまして五千数百円ということになるかと思ひます。

○西村尚治君 年額五千数百円ということであれば、月額にすればあまりたいしたことではないんじゃないかという気がするのです、ここまでは踏み切られた御努力は非常に買ひのすけれども、どうもまだ、これによって個々の売りさばき人が、大いにやってもらつて、大いにこれから意欲を燃やして、ますますサービス精神を発揮してやろうというところまでいけるかどうか、若干の疑念なきにしろあらずという気がするのですけれども、その辺につきましては、今後さらに御努力をお願いしたいと思います、他方、たばこの売りさばき手数料、それから赤電話の取り扱い手数料、こういうものを見ますと、かなり高額な厚い手数料をもらつておるわけですね。たばこのほうが、月額十二万円まで一割でしたか、それから赤電話が、市内通話一回ごとに二円ということ、結局、これは二割ということになるのでしょうか。

そういふのに比較いたしますと、どうもまだ、もっと努力してもらわなければならぬのじゃないか。しかも、金額の比較だけでなく、赤電話の場合は、別に資金を準備する必要もないわけですね。ただ向こうの人がかけて帰る、それだけで、いながらにして二割もられるわけですね。また、たばこのほう、これはたばこのほうは、資金の準備など要するでしょうけれども、品物は専売公社のほうから月々定期的に配給してくると、店、ショーウィンドーを飾つたり何かするといふような経費は若干かかるかもしれないけれども、それに比較しまして、切手のほうは資金の準備を要すること、しかも、月に何回か郵便局にわざわざ取りに行つて、一定額を常備しておかなければならぬ。しかも、売りさばきにあたりましては、切手を一枚くれとか、やれ、のりを貸してくださいとか、なかなか、案外われわれの想像以上の手数料がかかるのですよ。場合によつたら、切手をちぎるときに破損ができたといふようなこともあるようです、そりうたつたようなことを考えますと、も

う少しひとつ、今後御努力を願わなければならぬと思ひますが、この率を、せつかく八分が九分ということに引き上げられる案ですけれども、これをさらに引き上げるといふことについての御努力をお願いしたいと思ひますが、御見解いかがでしょうか。

○政府委員(長田裕二君) ただいま御例示のありました、たばこあるいは赤電話等と比較いたしますと、率においてかなり劣るということがあります。すことは、仰せのとおりかと思ひます。たばこ、切手や印紙とは、少し性質も異なるような感じもいたします。一方は嗜好品で、しかも、売りさばきは、専売公社は直接の売りさばき機関を持つておりませんで、全部小売店で、売りさばき所に相当するところまで販売するだけでございます。嗜好品であり、しかも、その収入が専売益金として国の大事な収入の一つでもあるといふことからして、かなり売りさばきに力を入れたせなければならぬといふような実情がある、切手などにつきましては同じ面もございまして、一部受け身の面もあり、あるいはまた、郵便局の補助機関である、ただいまのお話のように、設備等の問題につきましても、たばこにつきましては、購買意欲をそそるようになり大きなかまえる要る、切手はそれほどでもないといふような事情がございましていたしまして、決して問題がないといふほどの率になつてゐるとは私どもも考えておりません。損はさせない程度になつてゐるといふところではないかといふふうに考えております。

なお、今後この手数料の率をもつと上げるべきではないかといふお話につきましては、実は私も、今回の引き上げにつきましても、全部の売りさばき所につきまして相当精細な資料をとつた上でやりたいと思つたのでございまして、御承知のような郵便事業の財政状況等もございまして、古い資料を演繹いたしまして一応いろいろものを算定して、こういう案をつくつたわけでございます。今回の郵便料金の値上げ等もお認めいただきます。

ました上で、当面の問題を片づけましたならば、売りさばき所につきまして精細な資料をとりまして、その上で、新しい資料に基づき、また、たばこ、いま仰せのような考え方にも立ちまして、今後の扱い方について十分検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○西村尚治君 非常に意欲的なお話でたいへんけっこうだと思ひますが、そのときに、今後検討してもらいますときに、その九分を一割にするとか、そういうふうなことの御努力もひとつお願いしたいのですが、同時に、金額別の刻み方が、五千円まで、あるいは一万円、十万円、こういうふうなたいへん小刻みになる。これは長い間こういうことになつてゐるのですけれども、これをたばこのように十二万円までとはいきませんけれども、せめて五万円まで九分、あるいは十万円まで九分、さらにその上もそれぞれランクを——金額の刻み方を上げるということについても、ぜひひとつ御検討をお願いしたいと思ひます。それをひとつお願いしておきます。

それから、もう一つお尋ねしたいと思ひますのは、収入印紙につきまして郵政省が大蔵省から受け入れております利率、これは四十一年度予算におきましても三％でしようか。

○政府委員(長田裕二君) 売りさばき手数料の段階の刻み方も、今後再検討する際には十分考慮といふような御趣旨でございまして、それにつきましては、先ほども申し上げましたように、精細な資料をとりまして、検討いたします際の一つの項目といたしまして考えてまいりたいと存じます。

それから、印紙の売りさばきに要する経費として大蔵省から受け入れますいわば手数料、これが三分の五であるかどうかといふ点につきましては、制度を始めまして以来変わらな三分の五でございます。

○西村尚治君 それでは、切手関係ではあとお急ぎの方もあつてから、この程度にいたしますが、ちやうど貯金局長、郵務局長おそろいで

から、一つだけこの際お尋ねしておきたいと思うのです。と申しまするのは、先回、野上委員からの御質問もありまして、私も最後まで聞きたかつたのですが、中座して結論を聞いておりませんでしたので、簡易郵便局の取り扱い事務の範囲の問題、これは全国の簡易郵便局関係者から、この事務をもっと拡大してもらいたいということを、郵政省のほうにたびたび陳情になっておるはずであります。これが簡易局法の第六条かなんかの関係で、なかなかむずかしいということになっているようですが、先回の結論はどういうことになりましたのか、ちよつとお尋ねします。いかがでしょう。

○政府委員(稲増久義君) もし御質問のありましたような福祉年金等を簡易郵便局にやらず場合には、もちろん、簡易郵便局法の改正はこれは必要でございますが、われわれは国民年金法をも改正する必要があるのじゃないかというふうに一部考えたのでございますが、野上委員の御質問を、法制局等と打ち合わせしました結果は、いまのところ、まだ公文書の交換じゃございませんが、簡易郵便局法の改正だけでやれるのじゃないかというように結論に固まりつつあるように思っております。

○西村尚治君 この取り扱い業務拡大の問題で、いろいろ簡易局のほうから要望が出ていているようですが、恩給とか各種扶助料その他ですね、これがそれぞれできるものなのだと思いますけれども、特に老齢福祉年金、これにつきまして要望切実なものがございます、あの人たちの言うことを聞きますと、この老齢福祉年金の受給者は御承知のように七十歳以上、しかも、年額一萬何千円かで、年に四回もらうのだそうですけれども、一回の受給額が四千元足らずだ。それをそばに郵便局がある人はすぐにもらえますけれども、簡易局があるには扱わない。せっかく、そばに簡易局があるにもかかわらず、そこでもらえないから、特に九州のような島嶼——島が多いところでは、そばに簡易局があるにもかかわらず、わざわざ船に乗って本土に行つて受給しなければならぬ。話を聞きます

すと、その受給を受けに行く船の途中で、脳溢血で倒れてしまったという老人もあるということを聞きます。それから先般、静岡県のある簡易局の関係者から手紙が参りましたのです。いろいろ近所の老人からこの問題について早く簡易局でも支払いができるようにしてもらいたいということで言われておるんですと、ぜひひとつ、郵政省のは

うへお願いしますと言つて陳情しましたら、陳情して歸つたら、さつそくその老人が来て、どうですか、もう支払つてもらえるようになりましたかか、というのを聞いた。それで、その人が、いや実はなかなかこれはむずかしい問題があると言つて答えたところが、たいへんがっかりした顔をして歸つていった。その老人の顔を見ると、われわれどうにもこれはがまんできませんので、一日も早くこういうものが扱えるようにしてもらひたい、こういう手紙を先般もらつたわけなんですけれども、何かこれは二百五十万人が受給者が全国であるそうです。その中で、大部分の人は郵便局でもらえるでしうけれども、簡易局で僻遠の地に住んでおる人も相当あるわけです。一日も早くこれが簡易局で扱えるようにという気持ちで全国のそういう關係者が持つておるようでありまして、簡易郵便局というものは、国民の便益、福祉

増進のためにできておるわけですので、まあ法律のたてまえでできないという立場はわかりますけれども、この簡易局制定の趣旨からしまして、この法律第六条を改正しても、ひとつ、そういう人たちの要望に沿ってもらいたい。これがほんとうの生きた行政、血の通った郵便事業の運営ということになるんじゃないかと思えますので、ぜひひとつ、法律改正が必要なら法律を改正をあえてしてもやって上げるといふ立場で、ひとつ積極的に御努力を特にお願いをいたしたいと思えます。

○政府委員(増地久義君) ただいま仰せになりました恩給関係につきましては、まあ御承知のとおり、所得税が課せられまして、支払いの際源泉徴収をするとか、また、年末調整をいたしまして、いろいろな資料を税務署とか受給者に渡すとか、

ついで、大蔵大臣との間にどういふ折衝をいまま
で持たれたか、その点をひとつ、これはぜひ必要
ですから克明にお願いいたしたいと思ひます。

○国務大臣(郵務一君) 事実、法令の上で大蔵大
臣との協議その他の規定をされておるのは、かな
り私自身も、一つ一つについて詳しい知識を持っ
ておりませんけれども、ややこしいという感じ
はいたすのであります。ただ、それが現在の財政
法、会計法によつて、それぞれ同じような種類
のものについて同じように規律をされております。
したがって、貯金全体の問題等について、ま
た、このたびの国会に当初いろいろの法案等を考
へます際に、大蔵大臣と話し合ひをしたことは
ございまして、御指摘の、それぞれの条文につ
いての協議等について、私が事実上、形の上で
は——おそろく、それぞれの場合で、郵政大臣と大
蔵大臣との間で協議のあったことに、事実上、形
の上ではなつてゐると思ひますが、私と大
蔵大臣が直接にお話し合ひをいたしたということ
はございせんので、特に申し上げる点はござい
せん。もし政府委員から申し上げることがあれ
ば申し上げさせることにいたします。

○横川正市君 私は、この種の案件はもう相当長
期に国会で審議をされて、それで、その場合に一
番目立つた答弁をされてゐる——速記録はこれに
いま持つておりませんから、速記録を見ていただ
ければわかりますが、大蔵大臣権限の問題で、国
家公務員共済組合法制定当時の国会審議の中で、
大蔵大臣の権限事項に関する取りきめが相当たく
さんありました。そのたくさんあつた取りきめの
中で、たとえば共済組合資金の運用等について、
大蔵大臣と郵政大臣とが協議しなければならぬと
いうような項目が随所に出てまいりまして、一
体、単位共済のときに、それほど大蔵大臣の権
限が強化されることはいかどるか、この点を、
当時の大蔵大臣が佐藤総理大臣、郵政大臣が田中
いまま自民党幹事長という方々であつたときに、こ
の点を審議をいたしたわけです。その審議に参加
をされた方もいるわけですね。そのときの大蔵大

臣の答弁は、この資金の運用については、十分担
当大臣の意思というものを尊重して、いわゆる大
臣に上下がないのだから、当然その取り扱い大臣
の意思というものをそんたくしてきめていきたい
という答弁があつて、私も、大蔵大臣のいわ
ゆる所掌する権限については、これはいままあなた
が言われたように、実は逆の意味でつてゐるわ
けなんです。この貯金法あるいは貯金特別会計
法、資金運用部資金法というのを見ますと、そ
れから、いままの郵政大臣の答弁を聞きますと、
私の印象からすれば、取り扱いの担当大臣の郵
政大臣がもつと主體的な立場というものを持つべ
きではないかと判断をするわけです。そのため
に、貯金特別会計法、同施行令によれば、あなたと
いうか、あなたが先になつてゐるわけですね——
郵政大臣と大蔵大臣が協議してこれはきめると、
こういふふうになつてゐるわけなんです。法律の
施行上の精神からいけば、実はあなたが主體的な
立場にあつて、大蔵大臣はそれを受けて、預けら
れた金の運用だけは向こうが現在行なう、こうい
ふことになつてゐるんだと思ふのであります。け
れども、その点は郵政大臣の御認識はどうい
ふに持つておられますか。

○国務大臣(郵務一君) 横川さんのおっしゃると
おりだと思ひます。これはいづれ御審議を願う他
の法律の關係でございまして、放逐法に
おいて、教育に關しても、どこまでも郵政大臣が
主管大臣であり、必要に応じて、また文部大臣と事
実上の協議はございまして、法律上は書いてござ
いせんが、したがひまして、貯金等につきま
しても、もちろん郵政大臣が主管大臣であり、そ
して必要な協議をしてまいるといふことは、おっ
しやるとおりでございまして。

○横川正市君 そこで問題は、前段の答弁とあな
たのいまの答弁との間に、私どもは納得しがたい
ものがあるわけです。ことにわれわれは、日常の
郵政の、いわば社会人として、いろいろな面から
の取り扱いを見た場合と、それから大蔵省關係の
方々の取り扱いを比較して見たときに、実は非常

に差があるんじゃないかという、これはひがみで
なしに、率直にさういふ差を認めていまして、とい
うのは、何も権限がどうこうというのではなし
に、正當なものをなせ正當に運用できないのか、
法の運用はできないのかという、実は疑問を持つ
てゐるわけなんです。さういふ意味合から、法
律の細部を読んでみますと、もつと郵政大臣の発
言が資金運用に關する限りは、大蔵大臣よりか上
というか、いわゆる主導的な立場というものをと
るべきじゃないだろうか、こういふふうには実は判
断をいたしておるわけでありまして。

そこで、いま再度聞いておかなければならぬの
は、この種の取り扱いについて、大蔵大臣はあな
たのところに相談に来るのですか。あなたが大蔵
大臣に相談を持ちかけて意見を聞くという立場を
とつておられるのですか。日常の運用上のま何
というか、力といひますか、さういふたものにつ
いては、どうされておりますか。

○国務大臣(郵務一君) おっしゃるやうにござ
いますね、貯金については、たとえば四十一年度
の予算の折衝をいたしますときに、財投がどう
だこうだと言つたつて、そのもとを、原資をこし
らえておるのは郵政省なんだと、したがつて、そ
の要望といふものは當然満たしていかにならぬ
やうなわけ合ひは、事実さういふ際にはございま
した。ただ、いま御指摘のお尋ねの点は、協議に
なります——協議という具体的な法令上の点にな
りますと、これは郵政事務當局が主になつて、
さうして大蔵事務當局と折衝をいたしておる。し
たがつて、大臣同士の折衝といふのは別にござい
ません。書類としても、私のところまでは出てま
いりません。

○横川正市君 結局、運用部資金法の第一條の目
的の中に、「資金運用部特別会計の積立金及び余
裕金を資金運用部資金として統合管理し、その資
金を確実且つ有利な方法で運用することにより、
公共の利益の増進に寄与せしめることを目的とす
る。」という、この資金運用部資金法のための
にこの貯金特別会計と、それから同施行令による

ところの郵政大臣と大蔵大臣との協議ということ
があるのだと、さういふふうには考えられる節があ
るわけですが、さういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(郵務一君) さうでございまして、私
自身は、この運用については、もつと自主的なも
のにしてまいりたい、さうした希望は持つており
ます。このたびのいろいろの法案をお願いいたしま
したその機会にあわせてさういふ解決はできません
でしたが、この次に郵政省としていたさなければ
ならない点はさういふ点だと思ひます。ただ、基
本的に何と申しますか、さうした運用について
の、これは私というのではなく、何か国全体の国
庫統一という思想でございまして、これが一つの
思想としてさういふ資金の運用に流れておる。し
かしながら、私も同時に、この貯金についての
特殊性というものは十分主張をいたす理由を私ど
も持つております。したがひまして、おっしゃる
やうに、さうした全体の運用という点から一つの
原則は出ておるけれども、それに対して、ま
た、法律についても改めるべき——それこそ、そ
の点になるとかけ合ひのことになります。これは
いたさなければならぬ問題が残つておると思ひま
す。

○横川正市君 非常に残念に思ふことは、郡さ
ん、あなたが大臣やめられて、たとえば郵政委員
になつてこれらと——これはもういままでの歴
代大臣が大臣のときはあなたと同じ答弁をするの
です。ですから、もうこれは何回か審議をされた
わけなんだけれども、その何回か審議されたとき
に返事をしているのは、みんなさういふ返事なん
です。いまの幹事長の田中さんなんかは、もつ
と積極的に、部分的に、いわゆる段階的に資金の
運用を郵政省に移管するやうなことは考えても
いいといふことをさういふ答弁されて、さう大蔵大
臣になつたら、いさゝか、この資金法による統合
管理の中に入つちやうなわけですね。そこで問題が
残つてくるのは二つあると思ひます。一つは、零
細な預金をしてゐる国民の立場をどうやつ

て守っていくかという、いわゆる事業本来の目的です。それから、それを運営するためには、いわゆる貯金部門のサービスの改善その他をどうするかという問題が残ってくるわけですね。相手側に持っていくか、あるいは、あてがいぶちでやればいいでは、実は預けてくれた国民の、預金者に対する私は郵政省としての分は立たぬと思う。その点を郵政大臣としては、これはあてがいぶちだからしかたがないのか、もうこれは政治政策上の問題ですから明確にしたいだきたいと思うのです。今日の段階より、さらにひとつ、その点を重点を置いてやられるつもりかどうか、お聞きしたいと思う。

○国務大臣(郵務一君) 今後の重点は私はそこにあると思います。現在確かに郵便貯金の会計は剰余金を出してきております。しかしながら、経営費等がだんだんかさんでまいりますと、また一時のような逆ざやになってくるのじゃないかというように私は心配をいたします。したがって、今持っている剰余金は大事に剰余金だということに、一方では利用者には便益をはかっていると同時に、これから——いまのところはとにかく順調な経過をとっているけれども、しかし一、二年先、だんだん利ざやが狭まってきておられる状態というものは、郵政省としてはもつと気をつけてもらわなければいけませんという問題は私に感じております。それから、事実、郵便貯金の何というか、一つの考え方として、公庫みたいなものをこしらえて、そこは利用者の御便宜をはかろうし、また、郵政省の立場もはつきりいたそうというより、私、希望を持ちました。ただ、そのときに、もつと利子運用ということを強く出すような色彩の法律にすべきじゃないか、どうも中途はんばいじゃないか、実は、ほんとうのところを申し上げますと、私と大蔵大臣が去年の秋ごろからかなり談判をいたしておりました。重点は、むしろ、そこに私は置いておりました。横川さんのおっしゃるように、確かに歴代の郵政大臣が考えなければいけない問題はそこにあると思います。ただ、弁解をいたすよ

うであります。が、話が途中になりましたのは、実を申し上げますと、郵便法、放送法、電波法の一連の法律を私自身も考えていました。そのためにやや手一ぱいでございました。大蔵大臣とかなり談判をし、これは、いまの総理大臣は大蔵大臣も最近やつたが、その前は郵政大臣なんだから、両方の経験はあるのだから、こゝへ持っていくて論じ合ふなければ、ちよつとちよつとあぐまいが、それほどの大問題だと言ひ合つた経過は、去年の秋ごろかなりあるであります。したがって、私はおっしゃる通りに解決をしなければならぬ問題を解決せずにはおられません、まことに申しわけなく思っております。私自身は、十分問題の所在なり、それから、それへの情熱というものは持つておるつもりでございます。ある意味では、郵政省をいたしまして、このたびの国会で御審議を願う諸法案によつて懸案の一部は解決したと思ひますから、これから先には、そうした点について、貯金そのものは将来全体がどうなるかというよりなことを考えながら、問題に取組んでまいることがほんとうに必要だと思ひます。そういう意味合ひで、横川委員のおっしゃったこと、私も深く同感をいたしております。

○横川正市君 ところで、先ほどの第一問でお尋ねをしたように、「郵便振替」と、「貯金」の文字を削つたというの、これは答申の性格もありましたし、衆議院の附帯決議等もありましたし、いろいろと論議をされた趣旨からいいますと、実際にはカッコ書きを除くというのが手始めとしてやらなければならないなかつた問題だと思ふんですけれども、大臣はどうお考えでしょうか。

○永岡光治君 その答弁の前にちよつとさきの問題で関連の質問があります。

いま横川委員から、大蔵省の資金運用部と郵政省との関連について質問をして、その主体性と申しますか、自主性の問題について、特に強い要望があつて、それに対して大臣から答弁があつたわけですが、これは従来からも、長い間の本委員会の問題であつたわけですが、郵政省にその運

用権を持つてきたいという希望、それはだれしも事業に關係しておる人は持つだろうと私は思ふんです。とりわけ、最高の責任の頂点にある大臣としては当然だと思ふのですが、これは文章やことばの上でどう表現しようとも、そのことだけで私は解決する問題では実はないと思ふのです。なぜそれでは郵政省に返つてこないのか、返らないのかという、その点を深くPRをしなければ世論の支持を得ることにならないと思ふんです。同じ政府の運用なのに、資金運用部よりは郵政省のほうが有利なんだと、なぜ有利なんだと、こういう点があるんだと、そのことを、それは募集の面も含めまして、あるいは預金者の立場を擁護するという面から考えまして、大蔵省の資金運用部で運用するよりは、郵政の独自の立場で運用したほうが、かくかくの利点があるし、これが預金者のためになるんだという大義名分を立てた主張でないと、なかなかこれは返つてくる問題では私はないと思ひます。そこで、そういう点について、これを機会に、ぜひひとつ大いに御奮発をしていただいて、せつかく大蔵大臣とそこまで話をしてくておるのであれば、この次の年度には必ずこれは実るやうに特段とお願いをしておきたいと思ふんですが、それらの何と申しますか、PRの方法と申しますか、これは貯金局長からPRをしなければならぬ、料金調整問題についてもPRが足りないということを言つておりましたが、どうもやっぱPRがへただと私は思ふんです。ただ郵便局の前に掲示したというだけでは、これはほんとうの意味のPRにならないと思ふんです。もう少し、何と申しますか、会社といふ意味で、社会的な考えと申しますか、そういう意味でのコミュニケーションで考えるというやうなPRというものができないものだろうかどうだろうかということをおく私は感ずるわけでありまして、資金部等の問題も、これは国民の世論が特に私必要だと思ひますし、また、その時期も来ると思ひますので、その大義名分を堂々と当てた主張をこの際お願いをし、PRをあわせてしていただきたいと思ひ

います。これはむしろ要望になるかもしれないけれども、できれば大臣のお考えをこの際聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(郵務一君) 初めの横川さんのお話の点の「郵便振替を含む」の点は、これは率直に申し上げて、秋ここにあまり気づきませんでした。なるほど、こゝで一つ一城一部をおとしいていく手があつたという感じがいたしてあります。これは私自身が気づかない点だと率直に申し上げます。

それから、ただいまの永岡さんのおっしゃるPRの点でございますが、これは確かに大蔵大臣と話をしますときも、ほかの問題よりこれへの抵抗はびしやつとまいります。それでございまして、彼自身もよく問題が重大な問題であることを知っております。したがって、やはりこれは確かにこれはたのほりから——とにかく、これだけ郵便貯金の零細なものを集めて、そして、ある意味では、政府の中でもいろいろPRも必要なんじゃないだろうか。これは冗談でお許しを願ひたいのございまして、私は郵政省の役人の諸君に、自治省と大蔵省とけんかするときは、ずいぶんはでな、いろいろ新聞を使ひましたりPRをやりました。で、先に大義名分のほうをやつておつて、ねらいはあとから出すことをよくやりました。これはそのやうな意味合ひのやり方をやつていって、みない——こゝしこれは感じたのであります。公庫の問題を出しましたあつたときに、いきなり公庫という形をあの程度で出したものでは、どうも力が足りませんでした。率直に申し上げて、それでございますから、私はこれはもつと大がかりにひとつ——あらかじめねらいはそこを置いて、大義名分を大きく立ててのPRというのをやつてみたいと思ひます。それで、ただし、私もいい知識が、貯金についてのPRなり戦術をどうしたらいいか、私も、あまり自分自身知識がございませんで、ただ永岡さんのおっしゃるやうな感じが、私は省内でも申しているやうなふりでありま

す。ひとつ真剣に考えさせていただきま

○横川正市君 私は、永岡さんの意見だけれども、単なるPRじゃ実はないと思つてゐるので、これは根本的な姿勢の問題だ。それで、私の感じからすれば、郵政の皆さんは、まあ何と云うかね、なれ過ぎてゐるのじゃないかと思ふのです。現況に、メイファーズというところですね、大蔵省には、どうもやつてみてほしいやうがない、だから、中だけで何とかうまくやつていこうという事で、二重、三重に苦勞をしてゐるのじゃないかと思ふ。いま大臣が言つたのだから、い

○国務大臣(郵務一君) これはただいまもうすでに御提案申し上げてゐる現況におきましては、この点は私はとにかくたゞいま御審議願つてゐる中身でひとつ御承認をいただきたい、こういうぐあいにお願いをいたす次第でございます。

○横川正市君 それならもうと段階的にでもいから、言つてみれば、貯金の一線でもつて仕事を

○国務大臣(郵務一君) 郵政省といつたしましても問題はむずかしいから見過してゐるというのでは私はないだらうと思ふ。郵政省の部内でもそれぞ

て省として必要な措置をほんとうにとるやうにいたすことを申し上げておきます。

○横川正市君 そこで大臣に、きのう参加をされてゐるのじゃないかと思ふから、この際ちよつと関連してお聞きをいたしておきますが、沖繩の住民に対する戦前の貯金の早期支払いを開始すべきであると、何かあなたのはりの党が決定して、きのうの九時のニュースで報道されておりました。その取り扱いには、現実的には郵政省と相談をされてやられたのではないかと思ふのです

○国務大臣(郵務一君) すでに本国会におきましても、沖繩の郵便貯金の問題は早くから取り上げられており、したが

○横川正市君 これは国内にも関連のある問題で、私もその点で、たとえば保険なんかの契約金については、その後の貨幣価値の変動による保障、年金の支払いに対する保障等の問題も出て、非常にむずかしい問題だと思ふのです。その場合に、戦前の預金に対して現在払われるとすれば、その後の預金高に対する利計算方式によつて出た金額を、これをまずひとつ定められるのかどうか。それから、その支払いは、いわば貯金會計から支払うのかどうか。支払い先は、これは個人なのか、それとも、別途何らかの方法がとられるのか。これは見舞い金などというのとはちよつとけしからぬと思ふのですけれども、それはどういう方法なのか、大体検討の柱といふのはどこに重点を置いてお考えでありますか。

○国務大臣(郵務一君) 私は、数字のことでありまして、政府委員から申し上げますが、私のほうで七千九百万と申し上げましたのは、一応利子を見て、そして現在残つております元金に利子を見たものが七千九百万だというように私承知をして、大体頭に置いております。そして、それに對して、何と云うても、全く特殊の事情であるから、いま横川さん問題があるとおっしゃいました

○横川正市君 これは国内にも関連のある問題で、私もその点で、たとえば保険なんかの契約金については、その後の貨幣価値の変動による保障、年金の支払いに対する保障等の問題も出て、非常にむずかしい問題だと思ふのです。その場合に、戦前の預金に対して現在払われるとすれば、その後の預金高に対する利計算方式によつて出た金額を、これをまずひとつ定められるのかどうか。それから、その支払いは、いわば貯金會計から支払うのかどうか。支払い先は、これは個人なのか、それとも、別途何らかの方法がとられるのか。これは見舞い金などというのとはちよつとけしからぬと思ふのですけれども、それはどういう方法なのか、大体検討の柱といふのはどこに重点を置いてお考えでありますか。

○国務大臣(郵務一君) 私は、数字のことでありまして、政府委員から申し上げますが、私のほうで七千九百万と申し上げましたのは、一応利子を見て、そして現在残つております元金に利子を見たものが七千九百万だというように私承知をして、大体頭に置いております。そして、それに對して、何と云うても、全く特殊の事情であるから、いま横川さん問題があるとおっしゃいました

○横川正市君 まあ、いろいろな解決の方法があるというふうな言われ方ですが、それならば、立法院の方々は具体的な内容をもつてこの解決方を要請されたわけですか。そうすると、その内容は

○国務大臣(郵務一君) 私のところへ見えましたときは、具体的なことは申し上げられませんでした。ただ、おのずからいままでの経過、長引いたことは私のほうでも決して本意なんじゃないんだといふことは申しました。で、それに対して先方から、特に私が指摘はいたしませんでしたが、一円ドルといふやうなことは言ひはしましたが、さういふ点には私もまだわかつておりませんが、ただ何とか早く解決をいたしたいといふことではありますといふことで、こうしてほしいといふやうなことは一つも言われませんでした。ただ、むしろ、これから相談を密にしたいと、もう郵政大臣とお話をすることであるけれども、同時に、自分のほうでは総理府でもものを扱つてゐるところもあるし、ひとつこれからはつきりと話し合ひを

な、民法の延滞利子をこへ援用してまいつた理

○横川正市君 まあ、いろいろな解決の方法があるというふうな言われ方ですが、それならば、立法院の方々は具体的な内容をもつてこの解決方を要請されたわけですか。そうすると、その内容は

○国務大臣(郵務一君) 私のところへ見えましたときは、具体的なことは申し上げられませんでした。ただ、おのずからいままでの経過、長引いたことは私のほうでも決して本意なんじゃないんだといふことは申しました。で、それに対して先方から、特に私が指摘はいたしませんでしたが、一円ドルといふやうなことは言ひはしましたが、さういふ点には私もまだわかつておりませんが、ただ何とか早く解決をいたしたいといふことではありますといふことで、こうしてほしいといふやうなことは一つも言われませんでした。ただ、むしろ、これから相談を密にしたいと、もう郵政大臣とお話をすることであるけれども、同時に、自分のほうでは総理府でもものを扱つてゐるところもあるし、ひとつこれからはつきりと話し合ひを

○横川正市君 まあ、いろいろな解決の方法があるというふうな言われ方ですが、それならば、立法院の方々は具体的な内容をもつてこの解決方を要請されたわけですか。そうすると、その内容は

○国務大臣(郵務一君) 私のところへ見えましたときは、具体的なことは申し上げられませんでした。ただ、おのずからいままでの経過、長引いたことは私のほうでも決して本意なんじゃないんだといふことは申しました。で、それに対して先方から、特に私が指摘はいたしませんでしたが、一円ドルといふやうなことは言ひはしましたが、さういふ点には私もまだわかつておりませんが、ただ何とか早く解決をいたしたいといふことではありますといふことで、こうしてほしいといふやうなことは一つも言われませんでした。ただ、むしろ、これから相談を密にしたいと、もう郵政大臣とお話をすることであるけれども、同時に、自分のほうでは総理府でもものを扱つてゐるところもあるし、ひとつこれからはつきりと話し合ひを

したい。それで、その話し合いの、先方の考え方というのは立法院の諸君は別に持つてこられなかったようでありまう。しばらく長い話をいたしました。一つも中身には触れられておりませんでした。

○横川正市君 たてまえ上からいくと、たとえば施政権返還前ではあるけれども、社会保障その他経済援助については、日本は積極的な姿勢をとっているわけですね。ただ、まあ貯金特別会計の事務上のためえからすれば、これはおのずと解決の案というのには非常に数字的に明確になるんじゃないかという考え方をされるわけなんですけれども、その場合でも、現行計算上出た数字では、どうもあまりよい結果としての答えにはならないから、幾らかでもプラスアルファをつけて、そのプラスアルファについては、これは特別会計で支弁をするのがたてまえではないかというふうにお考えになっているわけですか、その点がちょっとあまいんです。

○国務大臣(都祐一君) その延滞利子から利子を差し引いたものを見舞い金に出すという話をし、あるいは、その延滞利子に当たるところを据え置き貯金の利子にしたらどんなものであろうかと、据え置き貯金の利子も変わってきても、終戦から今日まで、それを引き出さなかったんだから、そのうちの一番高いので見てあげるといふようなことは、理屈がつくんじゃないだろうか、特別会計でもこれはもつと検討いたさなきゃいけません。しかし、据え置き貯金の貯金の利子にしたらどのくらいであらう。その間の据え置き貯金の一番高い利子で考えてあげたらどうであらうか、その程度のことをごさいますし、したがって、その程度のことでは先方が納得いたしますやうかどうかというところは、私も疑問を持つておりますけれども、しかし、私どもの考え方としては、その程度で現在のところどうも出ないぞというところは、これは関係省等にはあらかじめ話はいましております。

○横川正市君 大体そういうあれになるんじゃない

いかと思ひますが、大体いつごろにそれに対する目安をつけて検討されるわけですか、まあ、できるだけこれは早いということがたてまえですが。

○国務大臣(都祐一君) これは役所の者に、ひとつよく関係省との間に話をしろというのを言うておきまして、まだその報告を聞いておりません。しかし、ですから、ひとつこの問題だけでも、沖縄との関係で、一べん関係大臣の間でも集まって、別にこれを解決するというでなしに、集まってみよというじゃないかということも言ひながら、まだいたしておりませんし、私としては、早く事務当局の間で一応これ以上は考えられぬぞとか、まあ私が申した以外に知恵があれば知恵を出してみようというのを、ひとつやはり部内だけでなく、関係省の間でかけ合わせまして、その上で、早急に関係大臣の一べん会合はいたしたいと思ひます。

○横川正市君 次に、貯金会計は従来からの赤字経理、決済を脱却をして、余剰金を持つようになつた。しかし、細部について一体赤字が赤字でないか、あるいは余剰金がほんとうに出たか出ないかというところは、相当論議の余地のある問題だと思ひます。一つ例をとれば、たとえば貯金特別会計から建設資金として幾ら出しておるのかということを開いたら、三十六億という話ですけれども、一万数千の窓口の大半、これは貯金が主になつて使つておるというふうな事情の中で、一体、窓口改善費というものは幾ら貯金会計で持てばいいかというところも一つ問題だと思ひます。貯金特別会計は郵便特別会計におんぶされていて、いまはいわば支局関係だけであまり手は出さなかつたという会計の独善性というものは、実はこれは私は私試するべきだといふふうにしておるわけですね。だから、三十六億が妥当か妥当でないかは、これはまた検討の余地があると思ひます。そういう意味では、それから衆議院の速記録でいふ問題になりました通知書、告知書等の通信事務、無料はがき郵便の取り扱い、こういういろいろなものが便利機関を持つておるから、そいつにたてでおぶさつ

ておいて、そうして赤字だと言われておる。実は私は、その意味から言つても、赤字だといふふうには考えない。それからもう一つ問題なのが、借り入れ金で会計の始末をつけて赤字によりやうなつた。そこで一体、累積した借り入れ金は、余剰金との間にどういふ関係を持つておるのだ。法的なものでなしに、大蔵省と郵政省との間の何か口約束みたいなものであつた、これはたいへんだと思ひます。その会計が赤字を出したといふのは、何もそれは経営上の不始末じゃないかと思ひます。相当、経理その他については節約をしながら、なおかつ周囲の情勢、いわゆる金融機関その他の情勢によつて赤字が出たと判断されるわけですね。ことに人件費の増高等があつて。だから、そういう意味では、一体、この借り入れ金と余剰金との関係については、これは現状どうなつておつて、将来これについて何らの支障というものは起こらない状態なのかどうか、こういう点ははどういうことになつておるのか、説明していただきたい。

○国務大臣(都祐一君) 詳細は政府委員から申し上げますが、私は私自身、実際のところ累積した赤字があつた、それを一応解決した、その後、確かに好転はいたしておる、しかし、どう見ても、先ほどもちよつと申し上げましたが、次第に赤字が狭まつてまい、逆さやにならなかつたこと、保証はできない。そうすると、ただいまちよつと余剰金の出る現状というものは、これは私でできる限り窓口の改善とか、窓口事務の機械化といふほうに充てたいと思ひます。思ひますが、そうした三年とか五年とかいう計画よりも、もつと長い郵便貯金の一体見直しをどういふうぐあいにすべきであらうかといふことは、すでに部内にも指図をいたしております。そうして私は、経営費がやや増加の形をしてきておりますが、これは平準化する状態であり、そう大きい赤字は出ないが、とにかく赤字が出てやつていくという状態で見通しがつけ得るのじゃないか、しかし、私自身それが案帳に過ぎやせぬか、やや十分

な自信を持つておりません。これは私自身もひとつ部下を奮励して、もう少しよく見てみることにいたします。私は部下にいま言つておりますことは、あまり、一年一年のことを見ておるが、もう少し長期でものを見ないといふ少しきりが悪いぞということ率直に申し上げておきます。

○横川正市君 大臣の答弁で、そういう答弁なんですけれども、根本問題があるんじゃないですか。この答弁にも出ていますように、公共事業といふものが立ちおくれしているのは、これは一般的日本の社会情勢の共通点なんですけれども、その共通点の中でも、郵便事業といふのは、異常なおくれをとつておるという判断をされておるわけですね。最近の論議なんかを見ますと、たとえば郵便関係取り扱ひの業務についても、これは何といふんですか、料金改定とかサービスの部分改定とかといふよりなものはなくて、その以前の根本問題が未解決のまま今日になつておつて、もう收拾がつかないという判断をされておるわけですね。だから、それはどう抜本的な解決策を持つたかという段階に私は来ていると思ひます。それから、この貯金関係も、言つてみまうと、まあ金融機関は何も独占事業じゃありませんから、いろいろな競争合してゐる点があるわけですね。もし、いまの状態でこの郵政の貯金業務といふものの存在価値といふのは一体何なんだと、こゝろ問われて、その特徴をあげるとすれば一体何ですか。これはもう山岡僻地まで窓口を持つておるという以外に、たとえば振替にしたら、取り扱ひ日数は一週間から十日などという、いまのようない日、一時間競争、金利の問題でも異常な窓口を争う、いわゆるサービス争いをするような時代に、このままでいいかと言へば、だれもがこれはこのままでいいなと言ひたいと思ひます。それじゃ、どう解決するか——私は、最近、NHKの計算機のシステムを見ました。私が、まあ言つてみれば、郵政本省にあつたものが一つ置かれて、一万六千の窓口のその日の日報が全部電子計算機に入つてくるように設備をさ

れるならば、こんなものは六日とか十日なんというものはたちまちに解消する。そういうものを備えつけるだけの設備の意欲がいまあるかと言ったら、ないようですね、実際には、もつと窓口をたくさん持たなければいかぬと言いが、その窓口だって、いまだうですか。非常に経営状態、いわゆる経済的にいけば効率のあがらないところは窓口はできませんけれども、経済的に効率のあがると思われるような都市の窓口というのは減少する傾向があるのです。これを、金にいとめをつけずとは言いませぬけれども、こういう窓口をどう切り開いて郵政のいわゆるサービスの拡大をはかっているか、これはあまり目新しい意欲というものが見当たらない。そうなるべくと、今日のこの企業の段階で私どもが要望するのは、理想論と言われないまでも、現実的に何か手を打つ必要があるのではないかと、こういうふう言われてきているのが、現状の批判だと思ふのです、企業全体に対して、その解決への一つの糸口みたいなものをどこへ求めるかと、私はこういうふう思ふのです。たとえば、この座談会の中で――為替貯金業務の近代化に対する答申をめぐっての座談会の中で、浦島さんが、これは部内の先輩ですから非常にいいことを言っているわけですが、この取り扱い件数は五億四千万件ですか、しかも、その取り扱い金額は七兆円にも達しておるといふ、それだけの巨額のもの、提案としては、窓口で取り扱ったその時点から運用されて、利殖の対象とすれば、一体どうなるのか。それから、これはいまい何か段階的に一つの利子の相対的な金額として運用されておるようすだけれども、そういう改善はどうか。これなんかは少しいじることによって、私はもつと相当高度な設備強化をやっても、全くだれにも迷惑をかけないで、相当な資金を郵政省は保有することができるといふ、そういう点も指摘をされているわけなんですけれども、これらに対して、大臣はどうですか、もつと意欲的

に姿勢というものを前向きにする必要があるのじゃないですか。

○国務大臣(都祐一君) 専門家の方に私が言うのはおかしいようすだけれども、私もこういうことを言うとなんですが、郵便貯金の関係のお集まりの方に、確かに窓口の数が多くて、そうして、とにかく国の貯金だということ国民が信頼していただける、それだけの特徴を生かしてないじゃないか、一つも。金がないからなかなか機械化も進まないのですが、窓口の事務の機械化がまだ自信の持てるものでないとか、いろいろございませけれども、とにかく、いまいたそうとしておることは、横川さんのおっしゃったような意味合いにおいて、少しでも早く具体化していくために一歩一歩進んでいく、しかし、それにしても全体への意欲というものはもつとつき立てる必要があると思ひます。やや、私は、郵政当局にしても少し情性になれていないというところは率直に反省しなければいけないと思ひます。

○横川正市君 これは反省してもらふことはいいのですが、具体的にこれは事務的にはできないのですか。たとえば、窓口で取り扱った歳入金を実上金利の対象としていつから運用するか、こういう点について具体的な検討をしてみても、これは不可能だった、これは大体可能だといふふうに区分して検討してみたいと思ひますが、事務当局では、その検討の結果、どういふ結論が出ているのですか。

○政府委員(増久義君) 資金の問題でございませうが、やはりこれは窓口で資金が入りましてから、すぐ運用するといふことはできないのでございまして、それは正規のルートで経理局の主任繰りかえし等出納官吏と、貯金局の歳入歳出外現金出納官吏との間で資金の決済をいたしまして、はつきりさせてからでない運用はできない、こういうふうな考えております。

○横川正市君 だから、歳入確認をもつてきばきとやればいいでしょう。日計表に基づいてこいつを、何というか、郵便が非常におくれているから、日計表を送つても届くのは三日も四日もかかって、事実上、自分のところの取り扱っているものが、そういうような関係で日計表がおくられて、そうして入った金の確認がおくれる、その点の改善は検討してみなかつたのですか。

○政府委員(増久義君) 郵便で証憑書等は送っておりませんが、ただ、電報等で通知することも一部やっております。しかし、本筋は郵便でございませうので、その点の日数はちよつと現在のところ、いかんともしがたいのでありますが、われわれは毎日毎日決済いたしまして、資金運用部のはうに金を預託いたしております。

○委員(田中一君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(田中一君) 速記をつけて。
○鈴木市藏君 振替貯金法の一部改正について、ちよつと聞くのです。あまりたいしたことじゃないと思ひますけれども、つまり、単刀直入に聞かれないか、今度の改正案が実施されることによって、国民が得になるのか損になるのか、この辺のところを具体的に数字をあげて明確に答えてもらいたい。

〔委員長退席、理事光村延助君登壇〕
○政府委員(増久義君) この点に關しましては、利子を廃止いたしますといふ点からは、この利子の廃止によりまして、二億四千万円浮きますので、それだけは国民にとってはマイナスといふことでございませうが、御承知のとおり、振替貯金の利子は、實際上、残高が毎月の一番最低の金額に利子をつけておきますので、一月のうちに一回でもゼロの日がございませうれば、その月は利子がつかないといふふうな利子計算でございませう。つかないといふふうな利子計算でございませう。で、実際の利子は九厘何毛という程度の利子で、一口当たり三百八十八円程度の利子でございまして、こういう意味からは、国民の方々は、加入者の方々は三百八十八円の平均マイナスといふふうなことに相なりますが、その裏と申しますか、今回のねらいの一つでございませう、その原資をもちまして、料金の調整をやるわけでございませうが、

振替制度の最も中心的な業務は口座振替でございまして、これは日本では非常に普及いたしておりませぬ。諸外国では、振替の九〇%の件数はこの口座振替が占めておるといふふうな状態でございます。これはノーマルな姿でございませうが、これは料金が三十円から十五円に下がります。そのほか、いままで払い込み、振り出し等、千円以下の区切りでございまして、そこに安い料金を設定いたしました。さらには、いろいろ問題もあろうかと思ひますが、振替、振り出しあるいは小切手帳等の用紙を加入者の方々に無償でお配りするという事業主その他の方々に無償でお配りするというふうなことを考えますれば、金銭的には、われわれの計算では国民にお損をかせない。これを契機といたしまして、さらに一そう振替制度が伸長いたしまして、この利便を国民が享受いたしますれば、かえって、今回の制度によりまして国民の経済生活が近代化し、さらには、いろいろな面で私生活におきまして、公生活におきまして、利便を得るといふふうな確信をいたしております。

○鈴木市藏君 こういう、つまり、何と申しますか、小型な改正を今日必要とする理由がわからないのです。やるならば、抜本的に全部こういうものは料金をなしにしたほうがよろしい。これは外国でもそうだしといふことは、先ほど目撃も、同僚議員からも質問があつたけれども、よその国ではみんな利子で料金をまかなうことができるようになっておる、どうしてこういう小型な、しかも、五百円以下は半額にするといふ言っているが、おそろく、これから漸減していくであろう、おそろく、五百円の郵便振替なんといふものは数が少なくなっていくであろう。しまいに、なくなっていくであろうといふふうな見通しが予想されるような金額についてだけは、確かに減つてはいるが、こういう小出しの改正を今日必要とした理由がわからないのです。どこにあるのですか。

○政府委員(増久義君) 先ほど申し上げましたとおり、口座振替、特に定期継続振替という制

度が昨年実施をしていただいたわけでありまして、この制度の普及をやりたいというのが、今回の法改正の一つの重要な項目でございます。定期継続振替によりまして、事業主と一般のわれわれが口座を持ちまして、口座間の振替だけでいろいろな料金を決済できるというふうな簡便な方法でありまして、このことによりまして、今後の集金制度、特に雇用難の今後叫ばれております集金制度等に大きな変革を与えていく。むしろ、そういう集金制度の変革に対しては、われわれが即応していくというふうなところがねらいでございます。

午後二時十二分開会
○委員長(田中一君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

委員の異動について報告いたします。
本日、田代富士男君が委員を辞任され、その補欠として渋谷邦彦君が選任されました。

○鈴木市蔵君 どうもそういうねらいのようにはならないので、再度質問するのですが、むしろ、これはやはり業務の合理化の一端として出された面のほうが強いのではないかと印象が拭き切れないのですが、この点はどうか。

○政府委員(稲増久義君) 事業の合理化ということを目標にいたしまして今回の改正をお願いしたのではなく、結果的にはそういうことに、たとえば利子を廃止いたしますので、その方面の要員も要らなくなりますが、事務も非常に簡素化したと思います点は大きいのですが、ねらいは、国民の方々に、せっかくこのいい近代的な制度を、御承知のとおり、諸外国では非常に普及いたしておりますので、それに比べて、ほとんど微々たる現在の普及状況でございますので、せっかくのいい制度の振替制度を先進国並みに持っていきたい、こういう点が第一のねらいでございます。

○委員長(田中一君) 休憩前に引き続き、両案の質疑を行ないます。

貯金局長並びに政務次官にちよつと伺います
が、実は私、この振替貯金の利用者の一人として何うわけなんです。貯金局としていわゆるサービス、精神的なサービス、物質的なサービスと両方あると思います。そのサービスというものが一番顕著に、われわれが常に窓口なりどこなりでもって気がつくものというのは何です。どういふものがサービスになっておるんです。これは貯金局長でけっこうです。

○政府委員(稲増久義君) まず従業員の態度、それから窓口施設の充実程度、たとえば筆記台が新しいとか、型が古いとか、あるいはインクが十分であるとか、ペンが置いてあるとかいうふうなことじゃないかと思ひます。

○委員長(田中一君) しかしそれはね、当然なことであつて、これはたとえ民間にこれをやらした場合に、民間はもつとその点のサービスがいかにわからない、これが民業ならば。しかし、それは当然のことだと思ひます。しかし、そういうことじゃなくて、私は今度のこの法律の改正により金利がなくなつたかわりに、振替用紙、払い込み用紙、払い出し用紙、小切手用紙などを、これは無料として提供するということは、これは貯金の利子がなくなつたと、いわゆる貯金という性格のものから変わつて、実質上の流通機構の一つの支払いとか、受け入れとかという点の機関にすぎなくなつたから利子を払わぬ。そのかわり、その分に見合つたサービスとして、無料でそれを提供しようということなわけです。そうしてまた、これがどのくらい、従来どくらの額で、

金額にして、予算にしてどのくらいの金額で、これが発行されておつたんでしょか。

○政府委員(稲増久義君) 仰せのとおり、利子を廃止いたしましたので、そのかわりと申しますか、料金の調整をやつたのでございまして、そのほか、払い込み書、払い出し書、小切手の用紙代金を無料にいたしました。サービスにしたというふうなわけでありまして、それぞれ一冊でございまして、いままで五十円いただいていたわけでありまして、

○委員長(田中一君) せんだつて何うと、大体要求に見合ふ準備をしておる。その準備には予算として千七百万程度のものを充てるつもりだということの答弁があつたように記憶しておるのですが、このたまたまというやつですね、ただというのが非常に魅力があるのでありまして、どのくらいの部数、従来販売している部数のほかに、無料なるがゆえにどれくらい増加するであろうという見込みを立てておられますか。

○政府委員(稲増久義君) 従来は払い込み書、払い出し書、小切手を合算して、官製が五十一万冊、私製が、払い込みと、払い出し書、合算して五十八万冊でございまして、もちろんこのウエイトは、払い込み書に数が多いわけでありまして、利用増といたしましては二千四百冊を考へておりますが、そのほかに、現在私製しておるものが、無料になりましたので私製をやめるといふふうなのが六万四千冊あるのじゃないかというふうに考へております。

○委員長(田中一君) そうしますと、私製用紙五十八万冊、それから販売用紙が五十一万冊、無料になつたから私製をやめて無料にくるものが五十八万から六万冊ぐらいくるであらう、こういう想定ですか。

○政府委員(稲増久義君) ただいま私製で五十八万冊と申し上げましたのは、移行する部分を除いておりまして、官製の五十一万冊というほうに移行する六万四千を合せております。

○委員長(田中一君) 私はこれは無料というやつ

は、何といつても魅力があるのです、ただというのは、従来、われわれもこういう生活をしておりますと、ずいぶんいろいろな新聞とか、雑誌とかいろいろなものがありますね。寄付の申し込みというものが、大体において私製用紙をもつて舞い込んでまいります。今度は無料になれば、これはそれに置きかえて、これは千通出して二つか三つ当たれば、これはもうしめたものです。それは二つか、三つ当たらぬものなら、ますますこの無料用紙に依存してゴム判で一つの要領のものをばんばん押せばいいのです。そんな手間はあつたもので、これは比較的健全でない団体なり、あるいは新聞社なり出版業者なり、雑誌業者だの、いろいろあります。そういうものがもうこの無料用紙に大きく傾いていくという危険は多分にあるのです。私自身が感ずる。たくさんものの、そういう例示はたくさんできます。そうした場合に、これは一体どうするか。無料ということが法律でできる以上、窓口でその要求というものを、これはほんとうに必要が必要でないかということとをセレクトすることはできないでしょう。そうして、それを一応の指導要綱で、あるいは行政指導で押さへようとしても、もしかりに加入者が訴訟を起すならば、必ずあなた方負けますよ。いままで新聞を千部出した。たくさん来ますよ、いろいろな新聞が。それが今度は突然五千部ずつ、いろいろなものを毎月要求してきた。私は今度五千部出すのです、といつたらどうにもならない。これをどんな形で行政指導して、一応予算に組んである枚数でこれを充足しようとするのか、その点の自信のほどを伺いたいです。そうして利用者の心理というものを全然考へずに、一応の計算をしていふんです。私、これは非常に危険だと思ひます。

もう一つ、小切手用紙を、これも無料だといふ。私はこれをいつも利用してきますから言ひますが、先ほどあなたから借りたんですが、こんなにいっぱい小切手用紙なんです。ちゃんと通し番号が印刷してあつて、これは一覽払いの形なものですから、どこの郵便局でも、適当な判を押せ

んじゃないかな。實際あなたのほうでそうしない
と、疑問に答えることにならないですよ。

○委員長(田中一君) 当座預金というのは、御
承知のように今度の郵便振替と同じように金利が
つかないのです。一般市中銀行でも当座預金に
は金利がつかないのです。同じ条件になつてい
る。したがって、小口等の支払いはただでくれ
るなら、小切手帳がもらえらるならば、ただでも
らつてやろという人もふえると思ひますね、た
だの場合には、いわゆる当然入つてすぐに支払
うというふうなものがあつて、實際、入金した
すぐ払うというやつが、ことに銀行より郵便局の
ほうがちよつと時間がかかるから、金利かせぎに
いいというので使つてもあるかも知れません。需
要がふえますからね。先ほども同僚委員の話を聞
いたとおり、郵便局のすべての事務というものは、
五日も一週間もかかる。そうならば支払ひ者
側は一番ぐあいがいいのです。交換が長くなれば
けつこうなんです。銀行ならそうはいかぬです。
一日半でもつてすぐに交換に回つてしまふはずで
す。それなら手当てにたいへんです。これならか
えつてふえるかも知れない。ましてやただくれ
る。私は需要がふえると思ひます。そういうこ
とが一つと、それに対する準備があるかどうかと
いう問題。もう一つは、ただというものがこれ
どこまでもただでもつて、ただでやるからサービ
スだというふうな間違つたサービス精神というも
のはいかぬと思ひます。それならばもつと加入
者にじかに利益になるような諸手数料というもの
を軽減なさい。そのほうがずつといひます。それ
はすべきです。犯罪や悪用するようない機会を与
えるようなことはしないで、そうして加入してい
る一つのあるいは発行したばかりの新聞でも、そ
れが千部出したやつを二千部出した、ところが二
千部出たのはいかぬといふことはありません。實際
に二千部出すつもりで刷つてゐるものなら、当然
あなた方はそれに対して、加入者に対して二千枚
の用紙を無料で配給すべきです。これは當然です
よ。営業まで侵すなんといふことは憲法違反で

す。お客さんはいままで千枚だから、二千枚あげ
ませんよといふことは言えないです。いまでも私
製用紙に依存して、これは大量に出すところは、
みな私製用紙をつくりまします。ところがそうでな
い形の悪用というよりも、悪用じゃ決してありませ
んよ。實際郵便振替というよい機関を善用するか
ら、ますますこれを利用するといふ度合いがふえ
るのであつて、その場合に予想される事故といふ
ものは、無料にしたために起こる事故といふもの
は、いま横川委員が言つてゐるやうにどうして防
ぐか、これは加入者といふものは、どうしてもた
だのものはこれは何といふか、感覚的にそれに対
する管理精神といふものが弱くなるものです。そ
うしてこれを無料にするなら無料にするだけ、ほ
かのもので實際に加入者にサービスしたほうが私
はいいと思ひます。この点はそういう、實際に
あなたは利用したことがないでしよう。私は毎日
利用してゐるのです。これは人に聞いてみると、
これも利用してゐるし、振替、受け入れもそうだ
がみんな利用してゐるのです。私は団体なんか
持つてゐるものだから。何とかさういふ、それ
がサービスだと考へるならば、これはたいへんな
間違ひです。銀行だつてちゃんと五十円、あれ
は一冊五十円でございせんよ。五十円で売つて
いる。ちよつと小切手を持つたことがある人は、こ
れ一つの金券と思ひますよ。でたらめな名前で、で
たらめの判を押していても金券と思ひます。銀
座に行けば必ずこれで物を売つてくれますよ。
こうした小切手なんといふものは、社会的に信頼
すべきものだから、日本はまだ判こなんか押しま
す。おのの自分でサインしておればそれで済ん
でしまふのだから、日本はまだ判こなんか押しま
すけれども、小切手なんといふものに対して、経
済的にも社会的にも信頼感なんといふものは非常
に強いんですよ。そういうものをただで交付する
のだといふことは、どうもぼくはこれから起こる
事故等を考へると納得できません、そういう点
は……。

○政府委員(稲増久義君) 小切手口座を開設した

します場合には、誓約書もいたゞいておられます
し、保証人も二人立てるやうな嚴重な口座開設の
やり方をやつておられます、ただで交付いたしま
すといひましても、小切手口座を持つた方にの
み、しかも実績等を勘案してお渡しするといふ
うなことであります、不渡り等が起りますすれ
ば、もちろんわれわれ郵便局関係の信用も落ちま
すので、われわれも大いに困りますが、不渡りを
出した方もそれ相応の処分を受けるといふやうな
ことそれそれ考へまして、現在先ほど申しわけ
なうに千枚で三枚ほどの不渡りを出して申しわけ
ないと思ひますが、これ以上、若干甘い考へ方か
もしれませんが、無料交付のためにさらに不渡り
がふえるといふふうに考へないで、こゝういふ制度
をとつたのでございせん。なお、当然料金のほう
に直接還元すべきである、まことにそのとおりで
ありまして、われわれもさういふつもりで料金の
調整をやりましたが、たとえば千円以下を現在の
やうな料金にいたしますれば、二億近い減収にな
りまして、この現在の制度よりも一億以上もよけ
い減収になるといふやうなこともありまして、そ
こまでは今回の料金調整はできないといふので、
せめて用紙を加入してゐる方々に無料であげるこ
とにより、利子をなくした償ひの一端にしたい、
こゝういふ考へ方でございせん。

○委員長(田中一君) それは、あなた方はさうい
うやうな感じ方をもつて今度の法律案を提案した
んでしょうけれども、私も利用してゐるほうの
側から見れば、非常に危険を感じるのです。いま
申し上げたやうにできるだけこれは修正してほし
いと思ひます。せめて小切手帳くらいは、これは若干
の費用、金を取つてやるべきだと思ひます。小
切手帳、かつて昔は、戦前は小切手帳はただでし
た、銀行は、一般市中銀行も、けれども、小切手
についでに当座を開くといふことは非常にむずか
しかった、昔は、いまは市中銀行やかましくなつ
ていますが、当座を開くといふことは、しかしあ
なたの場合には、これはもう保証人二人とかな
んとかといふことは、何も一々調べてくるわけ

もないし、あなた方はそんなことを言うけれど
も、すぐくれますよ。預金高の有無じゃないです。
預金がたくさんあるから小切手帳を交付するの
じゃないのです。だれがあなた、利子もつかない郵
便振替なんか金なんかおくれませんか。当然払
うときに払い込んで、そこから払えばいいのです
から、当座預金なんてどこでたたくさん持つて
いるところはないですよ、瞬間的に多いときがあ
るだけであつて。さういふ利用するのが目的なん
です。これは本来の貯金じゃないのです。さうし
たら、一体これが正しいとか正しくないとか、信
用があるとかないとかといふことを考へるのはお
かしいですよ。基準にちゃんと合えば、だれだつ
て契約してゐますよ。それが一般市中銀行と違
うところ、郵便振替のほんとうの精神じゃないで
すか。私は、ただといふものがどういふ犯罪を犯す
か考へると、当然これは料金を取つてもいいか
ら、そのかわり別の面でサービスをするといいこ
とのほうが望ましいと思ひます。だから、これど
うなんです、自分の意見言つてゐるのじゃないの
です。あなたのほうで修正する意思がないかとい
うことを聞いてゐるのです。

○政府委員(稲増久義君) もう修正の意思がある
かないかと問はれますと、もちろんないとお答え
申し上げたいと思ひます。
○委員長(田中一君) それじゃ、この無料の用紙
の扱い方について、あなた方で準備してゐるい
ろんな形の政令が省令か知らぬけれども、さうい
うものを出してください、きょうじゅうに。さうし
て、もしそれが窓口でもつて無料とりたいなが
ら、こゝういふ状態じゃあけません、あなたにはあ
げません、あそこにはあげませんといふやうなこ
とになれば、これは窓口の職員が一番迷惑するの
です。さうして、もしもさういふ制限、制限とい
うか差別をつけるならば、これは法律を無料に変
えたといふことが、ほんとうのものじゃなくなつ
てくるのですよ。ごまかしですよ。ごまかしはい
けません。信頼されなきゃいけないんです。貯金

局は債額をされる政府機関じゃなくちゃいかぬのです。幾ら請求してもくれない、そんなことじゃいかぬのです。この点はいろいろな行政指導をしようとするか。省令で出すのか何で出すのか知らぬけれども、その案を採決の前に出してくだされ。

○政府委員(稲増久義君) 省令と通達を案をつくらせていただきますので、お出しいたします。ただ請求理由を聞きまして、もつともであれば、もちろん要求とお渡しするというところに相なるわけでありませう。

○委員(田中一君) そのもつともであるというのは、窓口の職員がもつともであると思うのです。それともこれを二週間なり三週間なりどつかの機関でもってこれを判断して、あなたにだめですとくるのですか。

○政府委員(稲増久義君) この払い出し用紙と払い込み用紙は、地方貯金局からお渡しすることになりまして、地方貯金局では実績を的確につかんでおりますから、さういいたしません。

○委員(田中一君) 実績々々というけれども、一般市中銀行は実績でもって物をするかしらぬけれども、この郵便振替なんというものは、国民のための一つの流通機関なんです。決済機関なんです。何が実績というのを言えるのですか。

新しく新規に加入する人たちは、この人たちが一々調べるのですか。その調べるというところは、その人間がどういふ人間か、資産がどのくらいあるか、保証人がどういふことを調べるのですか。

そういうことをするから、このいい郵便振替制度というものが、そういうものの国民的な普及が阻害されるわけなんです。まあこの郵便振替の小切手ならば、これは絶対に心配ないのだという信頼感を持たなければならぬ。これは社会に流通するのですから、金票として、金票です、これは。それはひとつその点は困るから、政令か何か出して見てください。いまのようなことでは困る。窓口でそういう判断をしたらいいじゃないかというのじゃ困る、受付の窓口じゃ。

○永岡光治君 議事進行ですけれども、ちょっと休憩してそこらあたり打ち合わせしたらどうですか。

○委員(田中一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(田中一君) 速記を起して。

○横川正市君 先ほどの質問に続いて、窓口で取り扱いはいたした金が利子を生むまでに相当な日数がかかるというところは、実際の金利運用の面からいってみると、たいへんロスを生んでいるのではないかと、これは意見としてたしかあったはずなんです。この答申をめぐっての論議の中にあるわけですから、そこで、取り扱いが窓口を通じて、まず一部郵便局の金庫の中に滞留をしてお金額を残して、これは期間はその局その局でどの程度の滞留をするかというのをはきまわっているんだと思いますが、それを残して、たとえば三時の締め切りないしは三時半の締め切り後のおの取り扱いは、これはどうなっているのか。それから締め切りまでの金額は、すぐこれは銀行の他へ預け入れるわけなんだけれども、その預け入れた金は、逆に日計表に基づいて郵便局で集計された記録が貯金局まで郵便で動いて、それが到着して事実確認がされたときから、国庫金の、いわゆる利子を生む金として取り扱われる、こういうことなのか。それとも、実際にその日の日計後の滞留金額、それからその後の取り扱い金額はこれは別として、三時なら三時で締め切ったまでのものは、銀行に送り込まれると、それから利子を生む金になるのか。それはどういふふうになっているのですか。

○政府委員(稲増久義君) 過剰金となりまして、それを銀行へ、普通預金にいたしますれば、その過剰金は普通、銀行の利子がつくわけでありませうが、それはまあ、郵便局が支払う必要金として、金庫の中にしまっておくのを、たまたま安全を考えた上で、小さい郵便局等は、近所の金融機関にその過剰金を、限度をきまして預けておくというふうな制度でございますが、これには利

子が、その金にはつく次第でございます。

○横川正市君 ちょっとその点がはっきりしないのです。たとえば、中央郵便局が締め切りが三時だとして、三時になりまして、どこかの銀行が、それまでの過剰金の授受で来るわけなんです。それから取り扱ったとせば四時までだとすると、三時から四時までの金は、事実上いまその局に滞留しております。それと同時に、その局で翌日、早朝に銀行から過剰金を持ってくるのに、その間の何といひますか、取り扱いに對して即日払えるような金で、一部分局には金庫に寝せておく金があるわけでしょう。そのパーセンテージは幾らかわかりませうけれども、そういう金の取り扱いについて、金利を生む金として運用することができないかというのが、一つの点なんです。

それからもう一つは、郵便局の金庫の中に入れておくかわりに、銀行に持っていく、これは思想的には、少しおかしいわけですね。日歩金であっても、一日でもつくんだら、銀行に預けて翌日出してもかまわないわけですから、そういうことで預け入れられた日に利子がついて、出した日にたしかこれは利子がつかないわけですね、一日の利子がつくわけですね。出した日にも利子がつくわけですか、つかないでしゅう、前日だから。そういう取り扱いをする方法というものは、これはやられているのかどうかということ。利子のつく金として、取り扱われているのかどうか。ことに、この中にあります窓口で扱った金が利子を生むまでには、相当な日数がかかるわけ、これは一般には、そういうことは是正したほうがいいではないかという意見が、たしか答申の前に出されていっているわけなんだけれども、そういうような意見の検討をした結果として、取り扱いその他に改善を加えられたのか。それとも、改善を加えないで、現行どおりでいいと思っているのか。ただ時局的に間に合わないから、将来の課題にされたのか。その点をひとつ、事務的に説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(稲増久義君) 郵便貯金といいたしまして、郵便局の窓口で受け付けましたとき、その間、その金の原簿への登記が地方貯金局でおくられても、利子は郵便局の窓口でいただいた時点で起点とするわけでございます。

○横川正市君 これは利子を生むという立場からすれば、その月の一日から十五日まで、十五日以降については実際上計算しないから、翌月になつてしまふわけですね、郵便局の窓口の取り扱いは。利子をつける側でなくて、その預かった金に実際上の利子をつける、たとえば資金運用部へ何日からこの金は幾ら入りしましたというの、貯金の日計表がすっかり集計されて、貯金局でそれが確認されなければ、資金運用部へ幾ら金が入りましたということにならないわけでしょう。資金運用部へ入れば、その日から六分五厘なら六分五厘の預託利子がつくわけだね。その間の何日かというの、実際上は利子を生む金としては扱っていないのじゃないですか。

○政府委員(稲増久義君) 仰せのとおり、その間は利子を生んでおりません。

○横川正市君 だから、その金に利子を生ませるような方法を考へていませんかということなんです。

○政府委員(稲増久義君) そういうお考えに對しては、十分でございますが、いわゆる銀行預金局というのは、そういうことができるだけ金に利子を生ませたいという考えから出てきた制度でございます。

○横川正市君 ちょっと貯金局長、頭が混乱してきたのじゃないですか。私の言っているのは、そういう金に利子を生ませるための方法としては、たとえば何といひますか、送達の方法とか、ここを言っているわけですね、あなたが。郵便の送達日数がもう少し早くなるようにならないかと、それから、そういうもののネックを発見して短縮をはかるような努力をするとか、郵便局の授受方式をさらに考へる余地があるとかということ、あなた自身が言っているんですよ。だから、もう

少し具体的に——私は貯金会計は余裕金を持つて
いるから裕福会計だとは思つておられますよ、実
際は、いま田中委員長が小切手の話をしましたが、
これはたゞ残高証明書なんか出すわけではな
い、口座の中で、出さないんですか……。そうす
ると、たとえば口座保有者は、出し入れについ
て、誤つて不渡り小切手を出すという事はあり
得るわけですね。銀行あたりは、いま非常に丁重
に、あなたの預金は幾らですといつて、残高証明
書を出しますね。これは普通には、そのために郵
税があなたのほうは無料だからいいということでは
ないわけですね。実際はやはりそれだけ式紙も
かかるし、人員もかかるし、いろいろな意味で手
間がかかるわけですね。その手間はみな金です。だ
から裕福な会計だとは私も思つておられないの
だが、やはりよくよくは、ある程度の金は生み
出せる会計だということも言える。そのために
は、前段として、余裕金は運用させてくれない
か。そうすると、六分五厘より七分で回つたほう
がいいわけですね。国債買つてもそのくらいに回
る。あるいは地下鉄の債券を買つても、電電債を
買つても七分に回るわけですね。そういうような方
法で、いわば貯金特別会計が運用する金を生む
か、それともいま言つたように、利子が当然もち
えるようなシステムにかえれば、それだけ利子を生
むわけなんだから、そういう方法を考へて余裕
を持つのか、いずれにしても、私は考へようによ
つては、貯金会計というのがある程度の金を生
む会計だと思つてゐるわけですね。そういう方法と
いうものをとれないかどうかということ、それを
事務局として検討してゐるのかどうか。検討
してゐないということじゃないかと思ふのです。あ
なたのほうでは答弁してゐるわけだから、ただ、
やつてみたけれども、どうしてもいまの機構上で
きかないのだということなのか、こうやればできる
ということなのか。その点の事務局の判断をお
聞きしたいと思います。

○説明員(黒田猛君) ただいま御質問をいただき
ました資金の効率化ということでございますけれ
ども、結局はおつしやるとおりに、いわゆる郵便
局の現金出納計算というものを早い方法でもつて
中央に報告いたしまして、それでもつて現金の内
訳をはつきりさせまして、その内容によつてそれ
ぞれ資金運用部等に早く預託するということが、
一番いい方法でございまして、結局現金出納計算
事務を一日も早く中央に反映させるということが
必要だと、こういうわけでございまして。この点に
つきましては、やはり機械化といったような問題
が必要だろつと思ひますわけ、これは今後の問
題だろつと考へる次第でございまして。

○横川正市君 これはですね、答申の中に非常に
明確に出ておられますように、経営コストのうち
物件費わずか一割程度にすぎない。まあいつてみ
ると、たいへん経営の内容その他は節約をし、そ
れからぎりぎりの経営をやつて、そして忠勤を励
んでゐるということだけはわかるけれども、実際
にはもつと効率的な運用をするという方面で損を
しないように、私はこれは努力をすべきだと思
ふのです。その努力の問題は、あとでまた機械化
の問題と関連してお聞きしますが、そこで問題な
のは、振替の件で郵便局の窓口に行きますと、窓
口では振替に加入しないといふことよりか、振
替の貯金、これは今度は振替になりまして、こ
れは非常に安全だけれども、一週間も十日もか
かりますから、急ぐときの金融としてはこれは不
当ですから、どうですか、やめたほうがいいんじや
ないですか、郵便局の窓口で郵便局の局員が断
わるという話があるのです。これは実際に私
どもは現地の取り扱ひ者といふいろいろ懸念したのです
が、なぜそんなんだと言つたら、非常に苦情が多
いと言ふ。窓口にまだこないか、まだこないか
と言つて、それで苦情を聞くのがいやだから、一週
間も十日間もかかりますよ、それでいいか、それ
では困る。それじゃ入らないでくださいと、そう
いうことで、送達とかその他のことで普及のでき
ない一つの原因になつてゐるのだと。これは現実
に窓口の人がそういうふうに言ひますよ、これは
私たちが懸念をして。そこでそういう事実を貯金

局では認めてゐるわけですか。もし認めてゐる
すれば、それに対する対策が必要なんです、認
めてないといふれば、これは非常に現状不認識もは
なはだしいことになる。それでいわゆる送達の方
法としては、きつめて安全だ。安全は確保してい
る。しかし、敏速のほうはいまもつてカメラのよう
にのろろといふかつかうでは、これは実際上利
用度は増大しない。そうすると、あと残された敏
速の方法について、何らかの手だてというやうな
ものを考へてゐるのかどうか。これは非常に大切
だと思ふのですが、予算がないからできないなん
ということはだめですよ。予算は生み出せばある
ということ、先ほど私のほうで質問してゐるの
ですから。

○政府委員(増久義君) ただいま処理日数の点
でございまして、なるほど加入者の方々の御不満
いたしまして、なるほど加入者の方々の御不満
も、もつともな点があるといふふうに考へておる
のであります。たとえば通常払い込み等の場合
に、どうしても郵送日数を入れますと、早くて三
日から五日ぐらゐかかる。また土曜、日曜が中
に入りますと、五日ないし七日程度要しておるよ
うなこと、この点まことに申しわけない次第であ
ります。処理の促進につきましては、これはこ
れから始まることではございせんが、郵便局で
払い込み書を受け付けました場合は、最先便で発
送するとか、また口座所管庁では加入者において
毎日発送いたします書類は、できるだけ最終の列
車便に間に合はすよう、直接集配区等に持ち込む
等いたしまして、運送の敏速化をはかつておりま
す。なお、今回の利子の脱止に伴ひまして二億四
千万円が浮いてまいつたわけでありまして、その
うちの六千万円を使ひまして機械化をはかつてい
きたい。機械化と申しまして、郵便局及び口座
所管庁に対します会計機、名あて印刷機というよ
うな種類の機械を増備いたしまして、迅速化をは
かりたい、こういう考へ方でございまして。

○横川正市君 だからそういう説明をしておる段

階では、実際には早くならぬということですね。
だからその敏速化ということについては、もつと
いまの機構に新たなシステムを入れて、そしてそ
れをたとえば年次計画で東京とかあるいは大阪と
か、名古屋とかいふような中心局へ、そういうた
ものを年次計画で入れて、そしてそれをやること
によつて、大体まあ一日ないし二日じゅうには現
金送達目的が達せられますよになつてゐるとい
うやうなそういう何か前向きなやつを、ほくは年
次計画か何か考へてみたかどうかと思ふのです
がね。それはどうですか。そのためのこれは
設備投資、一般の経営でいへば設備投資になる
と思ひますが、そういう設備投資をするのに予算が
ないというのではなくて、予算はどうか別のこと
をやるかして生み出す。たとえばそういうことを
やりながら現金送達について日計表その他の集計
について三日も四日も早くなる。そうするとその
間の金が、相当高額の金が資金運用部資金で資金
運用部資金の金利を生むことができる。その金利
を設備資金に入れるとか何とか、そういうくふう
があつていいんじゃないかと思ふのですが、それ
はどうですか。

○政府委員(増久義君) 処理日数の点でござい
ますが、口座所管庁におきましての処理は、東京
を除きましては、大体お説のような一日で受けま
して口座に登記いたすことになつておりまして、
先ほど申しましたような数字は東京のことござ
いまして、東京では三日ぐらゐかかるやうなこと
になつておりますので、われわれといたしまして
は、事務敏速化委員会を本省と東京地方貯金局と
一緒になりまして、現在の執務でいいかどうかと
いうやうな点までいま討議いたしまして、今回の
法改正によりましてことに対してのサービス向
上というふうなことでおこたえたいという考へ
方で、いま作業を進めております。

○横川正市君 これを言ひと、いろいろな面から
反対の意見も出てくるんだけれども、貯金の機構
とそれから保険も同じですが、郵政の機構と会計
別に一つの指導法を守つておるわけですね

○横川正市君

も、逆に事務系列化からいくと、そのことはかえって事務の促進を阻害しているんじゃないか。たとえば統括局に調査課がありますね。それから東京のような場合には、中央郵便局に調査課はなく、これは郵政局に調査課があるわけですね。その調査課とそれから今度は地方貯金局との関係ですね、これは全部送達方式というものは、これはいわば汽車に乗ってどこどこか、あるいはその間の車でどうとかということ、一つ一つシステムはこう動くわけですね。だから、原簿が送受されてくるのは、たとえば統括局に送受されてくる。統括局から貯金局、あるいは郵政局に集まる、郵政局から貯金局にいく。こういうかっこうなんだけれども、あの調査課という、統括局の調査課ないしは郵政局の調査課というものは、これはたとえば貯金局の中へ含めてしまおう。そういう方法はどうか。それからもう一つは、郵政局長というのはいわば権限範囲といいますが、それと地方貯金局の局長という職務範囲といいますが、これは、おのずとやっている業務が違ふのだけれども、いまそれはどうあるようでないよう、たとえば地方貯金局は本省直轄でございまして、たまたまかっこうで動いているわけなんですけれども、そういうことは検討済みで、——これがいいとか悪いとか、まあそろそろサービスをするという面から考えてみて、結論を出していいんじゃないかというふうに思うのだけれども、その点はどうか、貯金局長は。

○政府委員(稲垣久義君) 調査課と地方貯金局の問題でございますが、仰せの点は、われわれの局内の討議におきまして、そういう構想も出るのでございまして、これはひとつ少し検討していただきたいと思います。それから、郵政局と地方局との関係も、貯金局といたしましては、現在のように本省直轄のほうの仕事の面にいよいよふりかかっていますが、郵政省全体といたしまして、またいろいろ考え方もあるように見受けられるのであります。

○横川正市君 これは貯金局長は、あつちこち

回っているから、あなたの場合にはいろいろな意見があると思うのだけれども、私は、郵政局の育ちの人から見れば、一本にしたいという意見になり、貯金支局の人たちの立場に立てば、一本はいやだ、これはもう常識になっているのですよ。なぜいやかという、貯金局も困っているのですよ。どういうふうな困っているか、実は保険局はもと困っている。人事の頭打ちの問題で、級別定数その他、ところが動きがらない。これはいつてみると、業務上の問題じゃないようですね。それ以外のことで、そういうことが起こってきているのですよ。ことにひどいのは、まあこれはさくばらんに言いますと、郵便局の者とおれたちとは違ふんだという意識を、非常に強いままでつちかつかつた結果なんじゃないかという点があると思うのです。それが現実にとりかかるとしたら、もう最もたくさん職員がおりますね。少なくとも二百人とか三百人。だから厚生施設なんか非常に違っている。これはまあ郵務の場合には、郵便料金の場合には、私はその点は十分質問したいと思つておられるのだけれども、それじゃ同じもので、給付上とかあるいは厚生福利施設とか、日常の勤務条件とかで差があるのですよ。だから、本来ならばその差をなくすれば、私はもっと人事なんというものは融通無碍に動かされるようになると思うのですよ。そのほうがいいと思う。そんな点を、私はやはり事務能力の場合に、もう非常に金がかかつておつてどうもなりません、あるいは機械化すると労働問題が起つてきてどうもなりませんというふうなことで頭打ちをいつもしておられないで、金があまからからなくても能力があつたか、あるいはそれをやっても實際上の定員その他についてはどうだとか、もっと詳細な検討というのが必要だと思ふ。それが本省の任務だと思ふのですが、実際は、その点をやらないといかぬと思ふのですけれども、まあ検討するといふのですから、含めてひとつ検討していただきたい。

それから次に、これは奨励関係の問題なんです

が、第一にお聞きをいたしたいのは、全国の貯金の目標策定のためのいろいろな作業なんかが行なわれるわけですが、目標の策定の際には、これは何を基準とされるのですか。その地方の経済状況とか、あるいは従来からの実績とか、そういうことも割り当てられるのか。ことに経済は流動的で、しかも非常に動く場合があるわけですが、そういうような場合に、これに処するにどういふような処置をとられるのか。それから、これは私には実際には、帳簿面では目標額に達しているけれども、実際にはその目標に達しないというふうな、まあ言つてみると非常に歓迎すべきからざる実例といふものが出てくるようですよ。これはまあ目標をあまり与えて努力をさす結果からもあると思ふのですけれども、この目標の策定には、一体どういふ要件をもつて策定されるのか、これが第一点。それから第二点は、預金の預け先の実績からいいますと、大体郵便局が六〇・四〇、銀行が五二・一〇、農協とか漁業協同組合が三〇・九〇、社内貯金に——これまた問題が起つていまして、社内貯金に一五・九〇、あるいは信用金庫が一五・六〇、相互銀行一・三〇、この預け入れ先のいろいろな先ありますけれども、その利用度というものは違つておるわけですが、こういうような預け入れ先の違いと、競合している同じような金融機関に対して、郵政の貯金としてはどういふまあいわば特徴といふべきか、ものを持って配慮されているのか。先般も野上委員の質問のときに問題と、それから安全確保の問題とか、あるいは犯罪の防止の問題とか、いろいろな対処というものが行なわれていると思ふのでありますけれども、いゆる信用を高めるための特徴として、どういふ方策をとっておられるかお聞きしたいと思ふのです。

○政府委員(稲垣久義君) 郵便貯金のまず目標額の策定でございますが、全国目標額をきめやす基準といたしましては、過去五カ年の郵便貯金の増勢、あるいは今後の金融経済等の予測、それから

財政投融資面からの要請、あるいは最も一番大事なことは、事業経営面からこれこれの目標を達成しなければならぬというふうな制約等を勘案して、全国の目標額をきめるのでございまして、これを郵政局別に配分いたしますときには、この全国の目標額から、資金部からいただきます元加利息を除きました純増加額につきまして、管内の所得を三〇％、人口を一〇％、貯金関係の職員の定員を二〇％、郵便の窓口の局数を二〇％、さらに既往三年の貯金の純増加実績を二〇％見まして、各郵政局に配算いたしております。

それから他の金融機関等に対する特色でございますが、何と申しまして、全国に一万八千の窓口機関を持つて、いつでも国民のどなたからも利用できるような店舗を置いております。さらには通常あるいは定額につきまして、他の金融機関と金利を比較していただきますれば、郵便貯金のほうが、一部有利でない場面もあります。全体といたしまして非常に有利であるというふうな気持ちでおります。

○横川正市君 これはね、まあ一つ例をとりますと、この庶民の日常生活、経済生活と非常に密接な関連を持つて動いている。その特色を抜かしは、私は郵便貯金というのはいないと思ふのですよ。だから、そういう意味では、滞留する金は相当高率だからそれは全部定額で長期のものだということではないかと私は思ふんですね。実際やはり出し入れがあつて、その出し入れのうちの滞留する金額といふものが相当大きく累積されているんだと見ていいのではないかと思ふんです。もちろん月掛貯金とか定額とかいろいろありますから、その面は一般市中銀行と比べてみて金利が有利だということだけで特色だということにはならぬんじゃないか。もつともサービスの面から言うならば、やはりこの日々出し入れする普通貯金等の取り扱いに對しても、ある程度の特色というものがあつていいんじゃないか、こう思ふんだけれども、この点はどうか。検討する余地は残っておりますか。

ていただいておりますことが、一番そのことを如実に物語っておると思ひます。

第二点は、奨励関係経費の使用にあたりましては、一般の経費の場合と同様、会計規程の定めるところによりまして支出の手続をいたしまして、物品を購入したりあるいは会議費関係の支払いに充てております。

下部からの意見といたしましては、仰せのとおり少ないと、たとえば団体の集金費の謝礼等が百円であるとかいろいろな単価で少ないという意見も聞きますが、そういう点につきましては、本年度の予算におきまして約五倍に上げた予算を組むことができたが、全体といたしましては、われわれといたしましては、この程度の奨励施設費で、所期の目標を達成し得る経費であると考えております。

○横川正市君 いまの一の問題は、私は奨励費なんというものを一銭も出さなくても、いまだに目標は達成できるような状態じゃないかと思うのですよ、使ひ方の面その他から言つて。私がなぜこれを聞くかと云うと、先般岩手県盛岡郵便局で起こつた事件というものを、あなたは知っているでしょう。そのときに監察局長が私に答へた内容によると、これは会計規程による一般費用とは違ひで、どういふふうに使われても、使われた内容が領収証になつておれば違法ではありませんと答へてゐるわけです。それで使われ方を今度は調べてみた。そうしたら、これはいまだあなたが言つたように、団体とか何とかに全然金は使つておらない、どういふふうに使つたかというところ、貯金局長と郵便局長と、それから庶務会計が五、六人行つて飲み食いしてしまつて、その領収証をつけて処理規程として出している。ところがそれは違法じゃないというのだ。郵便局長にもいろいろ奨励の件についてお世話になつておりますからというわけだ。だからそういう金の使ひ方をするならば、大体こんなものは一銭も出さなくても、いま貯金会計の人たちは一生懸命仕事をしますよ。目標くらいは達成できますよ。私は三番目に

なぜこれを聞いたかといふと、もつとやはり苦勞をしてゐる者、あるいは世話になつた者に、ほんとうに貧者の一灯であつても微々たるものであつても報いる気持ちで金を使うということがなければ、ほんとうに奨励費といふものは出した意味がないと思ひます。いまここであなたの説明を聞けば、何かきかめてまじめに使われたらよいことを言われておるけれども、下部の実情の中で聞くと、それでないという実例が出てきて、いわゆる奨励費といふものは、交際費が何かのやうに少しくらいならばインキとまで言わなくても、方向が違つた使ひ方をしておつても、処理規程上何か書類が整つておればいいんですというやうな金の使ひ方を、あなたの方のほうでは認めるのですかどうですか、この点が問題だと思ひます。

もう一つは、たとえば渡し切り経費といふのがあります。特定局のこれは公経費です。ところがこの公経費を局長ないしは職員が違法な方法でもつて、そして犯罪に類することをやつたとしても、NHKの聴視料をごまかしたといふ、そういう案件と比べると、渡し切り費については、何か情状酌量の余地を残しているやうです。それじゃいいですか。私は渡し切り経費であつても、公経費の場合にはこれは当然それを犯罪に類するものがあれば、他の会計の行なつた犯罪と同等に罰せられるべきだ、こう思つてゐるんだけれども、郵政省の考え方はそうじゃないらしい。渡し切り費のやうなもの犯罪については情状酌量があつて、その他の会計の犯罪については酌量の余地がないといふやうな差別取り扱いをしてゐるんじゃないか、そうじゃないですか、それは実例を私のほうは説明してもいいですよ。

○政府委員(稲増久義君) 奨励施設費の使ひ方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、会計規程の定めるところにやるべきでありまして、それは一般の庁費支弁局の普通局と、渡し切り支弁局の特定局におきましては、会計基準の定めるところは違つておりますが、精神は同じでございます。その規程に従ひましてこの金は使は

べきものでございます。

○横川正市君 そうすると、この金は一般の費用とその性質において、あるいは使用の目的においては差はない、こういうふうに確認していいですね。

○政府委員(稲増久義君) 使う道は違ひして、そのとおりであります。

○横川正市君 それじゃあこの金は、目的として非常に多種多様だと思ひます。もういろいろな目的がある、主観もありませんね、客観性もあつて、普通それは貯蓄奨励に、あるいは労を多とすることについての慰勞といふやうな意味も含めて受当だと客観性を持たせてゐる金なのか、使はうの主観によつてどうにでもこれは決定されるのか。しかも、多種多様な使ひ方といふものがあるわけですが、どういふ範囲で使うことを考えておりますか。

○政府委員(稲増久義君) 奨励施設費は大きく分けてまして、周知宣伝費といつたしまして、これはポスター、ちらし等の印刷物、貯金箱等の贈与広告物品、懸垂幕等の展示物を作成するときに使う周知宣伝費でございます。二番目には、表彰関係経費でございます。部内の貯金奨励、成績優秀な郵便局職員等、または部外の優秀な協力団体、協力者に対して表彰する場合の経費でございます。第三は、募集技術等の指導経費、職員の募集技術の向上をはかるための資料を作成したしたり、またセールの研究会等を開催する場合に使う金でございます。四番目には、貯蓄増強推進のための打ち合わせ経費、これは目標額の配分とか、貯金をひとつふんばつてやろうといふやうな推進方策を打ち合わせるために使う金でございますが、現在郵便局におきまして、打ち合わせ会等に使用する経費は、年間の予算示達額の五割以上使つてはならない、五割以内にとどめよ。また一方、ちらし、ポスター等の周知宣伝関係の経費は、全体の経費の三割以上をこれに充てろといふやうなことを指導いたしております。

うが知らないのだから、一万八千も窓口があつて、職員も非常に多いのだから、一々指摘されても、上局としては責任が負えませんが、いふやうなことではないと思ひます。金という点から言へば差別にありません、こう言ふのなら、それは、監察局長きよら来てないから、この前私に答へた内容とだいぶ違ふと思ひます。この前のときは、たとえば岩手県盛岡郵便局の局長の犯罪は、渡し切り経費を仮空な臨時職員を雇つたことにして、そしてその金を着服をして、一部机の中に入れてあつた。確認された金については、これは明確に着服した金と机の中に入れていた金とが別に金額的に明確にされてゐる。ところが、そういう金は、まあ言つてみれば、石炭費をごまかして会議費に使つたとか、会議費だといつて何かほかののから金を回したとかいふやうな、そういう違法であつても違法でないやうな意味合いにとれる金と同じだといふやうな解釈をしたやうです、あのときは、そこで、今度は、このいまの言つた金は、職員と課長との間で、あの課長は常日ごろあまりおもしろくないから、おまえと酒を飲むのはいいや、奨励費が何ぼきてゐるから一緒にめし食つてくれ、いやだ、ああそんならおまえたちと酒を飲む必要はないと言つて、郵便課長と酒を飲んだ。しかし、だれと飲みましたといつて受領証はとつてない。ところが、それであつても、郵便局長とそれから郵便課長、あるいは庶務課長その他にお世話になつてゐるのだから、奨励費は使つても違法ではありませんといふ理由といふことは成り立たぬといふことになりま

すね、いまだあなたの説明から言へば。

○政府委員(稲増久義君) 成規の手続をとりまして、もちろん、それはできるだけ部内者の者にとつて、いろいろ打ち合わせ会は、おのづから制限がございますが、われわれといたしまして、成規の手続を経てやれば、一年に一回ぐらいはそういうことも、やらないほうがいいかも知れませんが、成規の手続さえ経れば、そのこと自身は悪いときめつけるわけにいかないのじゃないかと思ひま

す。

○横川正市君　そういふふうになるから、問題と
いうのはやっぱり出てくるわけですよ、あなたの
いまの答弁でいけば、さきの答弁でいけばそうい
う使われ方はしない。まさかあなたのほうで貯金
の無料郵便をいつも扱っておつてもうから、
郵便課長と一ぱい飲みましょ、こういふこと
じゃないでしよ、実際は、郵便課長が貯金の奨
励に貯金課の職員よりか、より以上に貢献する度
合ひがあるとなれば一体何ですか、郵便課長が。
一年に一ぺんぐらいいいとしてだね。

○政府委員(稲増久義君)　一年に一ぺんぐらいい
いと言つたのは、ことばの一つのあやになるわけ
であります、それはそういうことではないほう
がベターでございますが、成規の手続を経まして
やるならば、というこの大前提がつくわけであり
ますが、まあ、郵便課長も、考えますれば貯金の
募集その他に若干の間接的な貢献はしていないと
は言えないと思つております。

○横川正市君　稲増さん無理して答弁しなくても
いいですよ、それは、そういうことはね、私の
言つてゐるのは、大前提は、自分の直属の部下と
一年に一回めしめし食わないでいて、そしてそ
のために部下とひとつ折り詰めで二合びんでも
立ててやりましょと言つてきた金を、職員がど
うもお前の顔見るのもいやだと言つたということ
で、それじゃおまえたちと飲まない。ほかに幾ら
でも飲む相手がいると言つて郵便課長を引っぱ
つていって飲むなんという、そういう金の使われ方
をしてもいいんですかということなんです。

○政府委員(稲増久義君)　それはいいけないこと
でございます。

○横川正市君　私はまあ具体的な事例でたまたま
問題にしたから、そういうことをやつた貯金課長
が栄転するといふのはどういふことなんですか
ね、これは、他に何か功績があつたかどうかわ
かりませんがね、これはひとつ、あなたの貯金業務
を實際上運営していく面でのこれは多岐多岐にわ
たる問題の解決の一つの一端ですから、常時ひと

つ心がけておいていただきたい。その点はひとつ
注意をしていただくようにお願いをいたしたいと
思ひます。

それから次に、犯罪関係の防止問題ですが、こ
れは前の貯金局長のときから犯罪防止のため窓口
に簡単な機械の設置であるとか、あるいは取り扱
い用紙の規格であるとか、いろいろ考えられて
おつたと思うのですけれども、一体この貯金犯罪
が長期にわたつて判明をしない、相当な高額の
犯罪額が累積されるというのは、これはどこに欠
陥があるのですか。機構上ですか、それとも他に
何かあるのでしょうか。いままで起こつてきた相
当高額の犯罪等から、その犯罪の起こる要因につ
いて、どうとらえておられるか、ひとつ御説明い
ただきたいと思ひます。

○政府委員(稲増久義君)　郵便貯金の犯罪の、特
に部内犯罪の多くの事例は、定額貯金関係が多い
のでございまして、一応利用者の方から受け入れ
ました金額そのものの証書を預金者の方にはお渡
しいたしますが、地方貯金局ないしは調査課を経
由する預入報告書といふふうなものを少額に経理
いたしまして、その差額を着服するというのが、
その著明な例でございまして、定額貯金等はある
期間が来るまで払い出しとかそういう行為が行な
われませんので、比較的潜伏しておる期間が長い
といふふうなことがおまなことでございまして。

○横川正市君　その比較的潜伏している期間が長
いといふのですが、長いやつになると数年潜伏す
るわけですね。これは監察局長がいなければ、監
査が一体どの程度行なれておるのか、その内容
についてどういふふうによつておるのかわかりま
せんが、たとえば帳簿引き上げによる監査の実
施、原簿と通帳との引き合わせですね。それから
実際に預入者に対しての探問、これは実際行動で
すね。それからもう一つは預入簿その他のいわゆ
る実取上取り扱つた帳簿からの調査、それから報
告物との対照といふふうには、私は、この犯罪の起
る余地のないほどに実際上は厳格なんじゃないだ
ろうか、犯罪は判明することがわかつておつても

やるのじゃないかと思つるほどに犯罪といふものを
起こし得る余地といふものは実際上はないのじゃ
ないかと思つてゐるけれども、ところがさう言つ
てゐるやうに、数年にわたつて、しかも数千万
円が実際上国損をかけるような犯罪が起つてく
る。こういうことになる、たとえばいま言つた
ような探問とか、あるいは通帳の引き上げとか、
あるいは帳簿の照合とか、原簿と帳簿の照合等々、
そういうもの以外に何か欠陥があるのじゃない
か。これは監察制度の問題もあらうかと思ひま
す、それから事務上の処理の問題もあらう。言つ
てみれば、犯罪を犯そうと思へば、たとえば預入
通知書を書いて、預入通知書の主務者印を押すの
は局長が押すわけです。それから現金が、窓口で
十万円受け取つたやつを預入簿に一万円と書きま
して、しかし証書には十万円とやつて向こうに渡
した、そういう何か操作といふものが窓口ですら
すらすらとよくやられて、そして局長が主務者印
を押すときに、局長としては、一万円ですねと
言つて、その証書を見た上で確認をする。そう
いう中で出てくるとすれば、不在局長ないしは共
謀等々の問題があると思ふのだけれども、一体ど
ういふことなんでしょうか。それはどうにもそうい
うことをじかに発見するすべといふのは、やろうと
思つてゐる場合にはないといふ、不可抗力のこと
だと判断してゐるのですか。それとも、対策はあ
るといふふうにお考えなんですか。武田貯金局長
のときには、窓口には、全局にはできなくても、主
要局には何かタイプみたいなのを配置したいとい
ふようなことを言つておりましたけれども、そ
ういふこととどういふふうな犯罪が防止される、こ
ういふ見込みなど持つておられるのか、その度合い
等についてひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(稲増久義君)　われわれをいたしまし
ては、犯罪のないように完璧を期した布陣をして
おるつもりであります、たとえてわれわれが元
通と申します制度で、預入者の方々に現在の元利
合計をお知らせしまして、そういう郵便局員の不正
を事前に早く知りたいといふふうな制度をやつ

ておりますが、そういうのを郵便で出しまして
も、集配局であればその犯罪者がそれを取つちま
うとか、また、預金者がすぐ地方貯金局のほうに
変だといふことをお知らせくだされば、犯罪もつ
かみやすいのであります、やはり、特に地方に
おきましては、郵便局に対する信用が絶大でござ
いますので、その犯人のところにおかしなとい
うことを申し出られるケースが多くて、その場合
に、犯人でございまして、それは間違つておる
だらうからといふふうなことで、おれが処理して
やるといふふうなことで、だからだといつておる
といふふうな盲点がございまして、要は国民の郵
便局に対する信頼を逆用したといふふうな盲点が盲
点でございまして。

○横川正市君　たとえば特定局長あたりが、常
時、出し入れはひんばんであります、預入を
されてゐる人たちについての、何といひますか、
お札の意味も含めて、実際上の探問活動をする
とか、まあいわば機械にたよらないで何かの防止策
を考へるといふ必要はあるのじゃないですか。共
謀以外であれば、これはわかるわけですが……
それから家族従業員について規制をするとか、い
ろいろまあ処置といふものはあると思ふのです
が、そういうまあいわば現場の管理者に対する教
育といひますか、それとも一つは、人間の手では
どうにもならない、いわゆる機械による犯罪防
止の方策とか、機械化によるものといふものは考
へる必要があるのじゃないか。いわゆる、先ほど
委員長が言つておつたように、取つてくれと言
わんばかりのかつこうに置いておかないで、どう
やつても取れませんかといふふうなかつこうに、こ
れは金銭を扱うところといふものはよくはすべき
だと思ひます。そういう意味からいへば、窓口
だけでなしに、いま金庫にたよつて防犯対策を
やつてゐるわけですね、郵便局は、そこは本造で
もつて類焼もするだらうし、ガラスでも破ればい
つでも侵入ができるだらうし、この間の九段の郵
便局のように、三回ものこのこ入つてきて、とん
まだから三回目につかまつたけれども、そういう

ような局舎管理の問題だつて私はこれは十分考えていいのじゃないか。いまはそういうことなんだけれど、木造のぼろな床の上に床が落ちるような金庫を据えつけて防犯対策をやっているようなことで、実際上はそういう面からも考える余地というものはあるのじゃないか。いわば物による防犯、それから人による防犯、機械による防犯、そういう点と一体これから十分検討する必要があるのじゃないかと私は思うのだけれども、どうですかそれは。

○政府委員(稲増久義君) まあ家族構成局というよりなものは、御承知のとおり、だんだん減つておるような趨勢でもありますが、やはり相互牽制組織というものを確立していかなければならぬと思つておりました、そういうふうな手段を講じておるわけでありませう。

なお、先ほど申しましたような証券面、通帳面と預入報告書とが違ふというふうなことでその差額を横領するといふようなことのために、機械化を行ないまして、同時に通帳にも証書にも印示するといふふうなシステムをただいま考へて、その機械を開発中でございます。

○横川正市君 政務次官、この座談会の記事、ちょっと読みますとね、隣にある信用金庫はがらがら。その隣にある勧業銀行、これもがらがら。しかも、両方とも建物、施設が近代的でつぱ。これを見ていかに郵便局の利用度が高いかということを感じたが、その設備はこれよりも全く話にならない。一体どういふようなことでこの郵便局の利用者の実際の貯金の管理その他ができるかは考えられないんだが、というふうな意見があります。郵便局はずっとこの行列をつくつていたら、そうしたら郵政の人は何と言つたかといふと、「それは記念切手でも売つてるときじゃないですか」と、認識してないのだな、実際上郵便局の利用度というやつを、これはまあ常時ですよね。それぞれの月のうちの何日ということではなくて、集中的に忙しい。ことに東京都内の特定局なんというのは、四六時中一ぱいですよ、利

用者が。ところが、対比して見ると、信用金庫も相互銀行もそれから勧業の支店もがらがらだ。ところが、そういうがらがらな銀行は鉄筋コンクリートの、しかも控室はほんとにソファで、ドアは自動ドアで、入つていくとがらがらとあぐというふうな、そういうことでいいのじゃないかといふのが、これは一般の私は郵便局を利用してゐる人たちの、意識するところにかかわらず、疑問を持つてゐることだと思ふんですがね。この点は一体どういふふうにお考えですかね。解決策をあわせてひとつお伺いしたい。

○政府委員(龜岡高夫君) 横川委員の御指摘をいただいたように、郵便局舎の非常にお粗末な面が多々あるわけでございます。私も、政務次官就任以来、東京都内の特定局、特にまあ新宿とか、あるいは上野とか、下谷とか、あるいは日本橋とか、だいたいあちこち歩いてみました。新宿の伊勢丹の裏、それから上野の松坂屋の裏にある特定局、もうほんとに立錫の余地ないほどの利用者でございます。しかも、中に入つてみますと、腰かけて休む場所もない。また、たくさん並んでゐるものから、二十分ないし三十分も待たされるというふうな例も、私も十二分に承知いたしました。四十一年度の予算編成にあたりまして、この局舎改善という面には、郵政省としてもできるだけ馬力をかけない限り、いかに感じを持てまして、まあ予算的にも、建築関係の面におきましては、できるだけ最大の努力をいたしまして、百七十五億だつたと思ひますが、予算計上に努力をしておるわけでございます。しかし、なかなかこの東京都内、特に繁華街における特定局——銀座とか、新宿とか、あるいは渋谷とか、もうほんとに、郵便局といふよりも、郵政事業といふよりも、か、そういうものを心から愛してゐる人によつてかろうじて維持されておるといふ感じを持ったわけでございます。そこで私も、建設省のほうにお願ひしまして、今後建築基準法と申しますか、何か特定の目抜き通り等に大きなビルができるような場合には、できるだけ郵便局をその中に置いてもら

えるような方法はできないものだろうかといふこととでいろいろ相談をいたしておるのも、その一つの努力のあらわれと御承知いただきたいと思ふ次第でございます。

○横川正市君 私有権の問題がきつめて高く守られてゐるわけですから、あまり法律をつくつて、これを侵害するやうなことは、これはまあ論外だと思ふんですけれども、たとえば東京のやうなところだけではない、私の実際上の経験からすれば、旭川の駅前に一条七丁目西局といふのがありました。これはすぐ駅前じゃありませんが、駅から二町半くらいですかね、離れたところで、それでも駅前郵便局としての利用度というものは旭川で一番高い利用度だったんです。この間私帰つてみましたらね、そこへ郵便局がよつと出しに行こうと思つて行つたら、郵便局がないんですよ。おかしいなと思つて、それから今度は気がついて聞いてみたら、二条五丁目か六丁目に移転したといふのです。それは、郵便局長が定年で退職すると同時に、目抜きなものをだから局舎を貸さない。それでとうとう窓口は閉鎖をされる、こういうことになりました。私は、旭川のような都市でもそういう問題が起つてゐるわけですから、これはもう推して知るべしですよ、東京とかその他大きなところは、そこで、どうですかね。たとえば局間距離などというものがあつたわけですからね。しいて言うならば、その密度に従つてそれを縮小するとか、その他何か、ここには郵便局は必要なんだといふやつは、あらかじめ地図の面で明確にしておいて、そしてそこに何らかの変更のあるやうな場合は、積極的にそこを折衝するといふやうなときには、積極的にそこを折衝するといふやうなものがあつていいのじゃないか。まあだからから言われるとやうやくそこへ折衝するといふのじゃないに、もっと積極的に窓口の開設をするやうな動き方をしたらどうか。

もう一つは、郵政省からその言われれば、スペースについては——実費は郵政省で負担するならば、これは当然スペースをさいて郵政省に貸さなきゃならぬといふくらいな法律でもつくれば一番いいわけですがね。それもあるかな困難でしょうから、そのくらいな程度の窓口開設についての努力といふものがあつてもいいのじゃないか。そう言へば必ず、いやその努力はしてゐます、あそこにも建ちました、ここにも建ちましたと言ふだるうと思ふのだが、あそこにも建ちました、ここにも建ちましたじゃ足らないのですよ。ことに、今度の予算でも、特定局の新設計画がありますね。あの新設計画は、経営上からいつたら赤字のところだけ建つのですよ。経営からいつたら赤字になるところは建たないのですよ。いかに公共性が高いと言つてみても、これでは私はほんとうに国民の利便機関としての窓口を開設してゐることはならないのだ、結果的にはね。そういう点も含めて、私はその窓口開設についての努力とくふうがあつてしかるべきだと思ふのですがね、どうですか。

○政府委員(龜岡高夫君) 横川委員の御説、まことに私どもの気持ちを表現していただいた次第でございます。まして、郵政省といひましたも、そのやうな方向で各地方の郵政局等を督励をいたしまして、特に大都市の繁華街と申しますか、そういう点からだんだん郵便局が消えてなくなつてゐるやうな現状でもございまして、できるだけデパート等にお願ひをしてやつていただきたいといふことを強く指導いたしておるわけでございますが、デパートで郵便局をやつていただいているのは、私の知る限りでは大阪に一カ所、あとはみな追ひ私われてしまつたといふ現状でございます。まあ非常に非常に利便な、人の利用しやすい場所等には、できるだけ郵便局設置をしたいといふやうな気持ちで、各郵政局を鞭撻いたしまして努力をいたしておるわけでございますが、なかなか思うやうにいつていないのが残念ながら現状でございます。今後とも御趣旨に従ひまして努力をしてまいりたいと思ふ次第でございます。

○横川正市君 たとえば、東京のあの中央ステーション、東京駅ですね、あれはいまあちこちに駅

の建物が改築されて、そして商店や何かごん入って、半デパート化しているという様な、そういう、国営とまでいなくても、いわゆる公共用地にそういう建物が建っているわけですね。あ

も郵政省として従来以上に強力な折衝をして公衆の利便をはかるようにしてまいりたいと考えております。

あいうところは特定局の窓口開設のための折衝なんというのを全然やらんでいいですかね。たとえば中野が今度改築いたしますね。最近蒲田がやっ

〇横川正市君 全く歯がゆいと思うんだね。国鉄だって資金運用部の金を借りているわけでしょう。だがそれを集めていっているのか。何か窓口の人たちは、これはどうなのかね。与えて取るという、与えているんだからもうんだという気持ちはないのですか。あれだけの施設を、設備投資をする、たいへんだと言つてわれわれは大騒ぎをしてやっているわけだけれども、一体その金のうちの、私どもの同僚がやっている貢献度合いとい

つて、その周辺の店屋さんが困るが何しよいうが、高層建築を建てて、そして飲み食いするものとか、衣料品とか売っている店があるわけですね。ところが、郵便局だけはそういうところにあ

〇政府委員(堀増久義君) 御指摘のとおり、現在四つの地方局におきましてPCSの機械化をはかつておりますが、最近に至りましてPCSよりもさらに効果の多いEDPSが世界的に採用されてまいりましたので、一応四局でPCS方式はとどめまして、今後はEDPS化してまいりたいというふうな考え方で、まだ具体的な計画というものは固まつておりませんが、ここ数年のうちにはEDPSを逐次地方貯金局に入れてまいりたいという構想を持っております。

まり見当たらない。東京駅のところに電報受け付けのための何か一階か地階かにありましたかね。そういうことで、私も歩きたびに、なぜ郵便局は国鉄と話し合つて郵便局の窓口のスペースを取らないのだらうかと、こゝろふしぎに思つたわけだけれども、こんなに全然無関心なのですか。折衝しても貸さないというのですか。貸さないということならば、郵政大臣と運輸大臣との間で折衝すればいいわけですがね。どうなんですか、それは。

〇横川正市君 これは大臣のときの質問も同じです。それから、あなたからひとつ大臣にぜひ強く伝えていただきたいと思つています。それは、コーヒー店が一軒なくなつて、郵便局のあるところが、これは絶対に必要ですよ。コーヒー店があるのに、郵便局がないのは、さかさまだと僕は思ふ、実際。これはぜひひとつ進めていただくように、それから同時に、各必要地点における郵便局の開設については、これはぜひ努力をしていただきたいと思つて

〇政府委員(堀増久義君) 横川委員から御指摘をいただくまでもなく、私もとしましては特にデパートとだいたい交渉したわけでございますが、やはり借り上げ料の問題等がネックになります。やはりそこに売店を置いたほうが経営上デパートにとっては非常に有利だといふようなことから、なかなか話が思うように進んでおりません。ただいま民衆駅というように進んでおりません。ただいま民衆駅というように進んでおりません。ただいま民衆駅というように進んでおりません。

〇横川正市君 これは大臣のときの質問も同じです。それから、あなたからひとつ大臣にぜひ強く伝えていただきたいと思つています。それは、コーヒー店が一軒なくなつて、郵便局のあるところが、これは絶対に必要ですよ。コーヒー店があるのに、郵便局がないのは、さかさまだと僕は思ふ、実際。これはぜひひとつ進めていただくように、それから同時に、各必要地点における郵便局の開設については、これはぜひ努力をしていただきたいと思つて

〇政府委員(堀増久義君) 横川委員から御指摘をいただくまでもなく、私もとしましては特にデパートとだいたい交渉したわけでございますが、やはり借り上げ料の問題等がネックになります。やはりそこに売店を置いたほうが経営上デパートにとっては非常に有利だといふようなことから、なかなか話が思うように進んでおりません。ただいま民衆駅というように進んでおりません。ただいま民衆駅というように進んでおりません。ただいま民衆駅というように進んでおりません。

〇横川正市君 これは大臣のときの質問も同じです。それから、あなたからひとつ大臣にぜひ強く伝えていただきたいと思つています。それは、コーヒー店が一軒なくなつて、郵便局のあるところが、これは絶対に必要ですよ。コーヒー店があるのに、郵便局がないのは、さかさまだと僕は思ふ、実際。これはぜひひとつ進めていただくように、それから同時に、各必要地点における郵便局の開設については、これはぜひ努力をしていただきたいと思つて

〇政府委員(堀増久義君) 横川委員から御指摘をいただくまでもなく、私もとしましては特にデパートとだいたい交渉したわけでございますが、やはり借り上げ料の問題等がネックになります。やはりそこに売店を置いたほうが経営上デパートにとっては非常に有利だといふようなことから、なかなか話が思うように進んでおりません。ただいま民衆駅というように進んでおりません。ただいま民衆駅というように進んでおりません。ただいま民衆駅というように進んでおりません。

〇横川正市君 これは大臣のときの質問も同じです。それから、あなたからひとつ大臣にぜひ強く伝えていただきたいと思つています。それは、コーヒー店が一軒なくなつて、郵便局のあるところが、これは絶対に必要ですよ。コーヒー店があるのに、郵便局がないのは、さかさまだと僕は思ふ、実際。これはぜひひとつ進めていただくように、それから同時に、各必要地点における郵便局の開設については、これはぜひ努力をしていただきたいと思つて

す。それから、事務の処理の問題で機械化の問題が答申をされておるわけですが、いまのところ地方局に大体四局程度しか機械化の設置されたところはないようですが、これは将来どういう計画なんですか。二十八局全部同じようなシステムの借り上げ計算機というものを配置するという考え方で

〇政府委員(堀増久義君) 御指摘のとおり、現在四つの地方局におきましてPCSの機械化をはかつておりますが、最近に至りましてPCSよりもさらに効果の多いEDPSが世界的に採用されてまいりましたので、一応四局でPCS方式はとどめまして、今後はEDPS化してまいりたいというふうな考え方で、まだ具体的な計画というものは固まつておりませんが、ここ数年のうちにはEDPSを逐次地方貯金局に入れてまいりたいという構想を持っております。

〇横川正市君 衆議院の速記録の中でも取り上げられておつたのですが、業務の集中処理の問題と、それからサビビスとの――それがサビビスを伴うかどうかということではいろいろ質疑がかわされておるようです。たとえば定員とか、あるいは戦後処理の関係とか等から、事務の能率化といふものを度外視して定員に見合う業務の割りつけみたいになつて、実際の受け持つ仕事の種類とい

〇横川正市君 これは計算上のことなんです。実際にはこれあなたのほうではEDPSを配置するといふための準備に入っているわけでしょう。そうすれば、それに伴つてもっと要員関係については厳密な方策といふものが付随していなければならぬということになりますね、どういふことですか。

〇政府委員(堀増久義君) われわれは今後十年の間に大体現在の貯金に關しまして事務量が倍になるというふうな計算をいたしておりますので、EDPS化によりましての浮きました要員はその倍になる物増の処理に当たるといふふうに現在計算いたしております。

〇横川正市君 ですから、私は、現行のようなサビス度合いでは、これはもう實際上これ以上の利

〇政府委員(堀増久義君) 担当を交えるというふうな考え方も、意見としてはございしますが、目下のところ現在の機構でまいりたいと思つております。

〇横川正市君 このEDPSは実際上何年ぐらいで残った二十四局に配置されるのか、その年次計画を聞きませんでしたか、これと要員関係の対策はどういうふうにお考えになっておりますか、年次計画的なものがあれば、それに付加してひとつお答えいただきたいと思つています。

〇政府委員(堀増久義君) 先ほども申しましたとおり、また現在、昨年から主としてEDPS化の研究をする予算がとれておりまして、研究段階で、一応の構想といふものはございしますが、計画はまだ持っておりません。

〇横川正市君 要員対策はどうですか。

〇政府委員(堀増久義君) 全地方貯金局がEDPS化されますと約四割の能率アップでございしますので、現在貯金関係要員は一万三千人従事いたしておりますので、この面から言いますれば、二十八局にEDPSを入れますれば、その四割、五千八百人余りが要らなくなるという、浮いてくるという計算になります。

〇横川正市君 これは計算上のことなんです。実際にはこれあなたのほうではEDPSを配置するといふための準備に入っているわけでしょう。そうすれば、それに伴つてもっと要員関係については厳密な方策といふものが付随していなければならぬということになりますね、どういふことですか。

〇政府委員(堀増久義君) われわれは今後十年の間に大体現在の貯金に關しまして事務量が倍になるというふうな計算をいたしておりますので、EDPS化によりましての浮きました要員はその倍になる物増の処理に当たるといふふうに現在計算いたしております。

〇横川正市君 ですから、私は、現行のようなサビス度合いでは、これはもう實際上これ以上の利

用者というのはその期待するほど増加しないと思ふのです。いくら金を突っ込んでみても、実際上はいまの振替貯金なんかでも、その利用度合いは、フランスあたりでは七〇%、八〇%というのに、うちのほうは四・何%というように、そういう度合いにとどまつておるわけでしょう。それをどう高めるかというやつを具体的にやらなければ、私はサービスも向上しないし、それから實際上の企業の中の矛盾の解決もできない、こういうことになるので、これは容易でないと思ふのですよ、実際上は。だから、もう少しやはり本省はそういう点でもって真剣に取り組んで、いまのあなたの言うままでは、五千人もそれじゃ配置転換しなさい、希望退職しなさいと言つたつて、実際上はできないでしょう。そうすると、労働力というものはいわゆる過剰なかつて存置されるのか、どうなのか、ますます企業経営を悪化させるというふうなことになるわけだから、そうしなければおのずとこれはサービスの向上なんというところは望めないことになるわけですよ。その点で私どもは、これは理想論ばかり言つては行かなくて、もっとじみちな研究や実施をやれば問題の解決ができるのではないかと思われる点が多々あるから、その点を指摘したわけです。ことに、今度の問題で四つの柱を立てられたわけですね。この答申で四つの柱を立てただけけれども、今回はこの振替法の部分修正だけで、あとのことについて計画はどうかといつたら、衆議院の速記録を全部読んでみても確たる答弁をしておらない、これはいかぬと思ふのです。この答申は非常によく、何といひますか、くろうとも入つていただいたんでしようが、非常につづを押し出されておると思ふので、これに基づいて柱がもつと的確に事務当局によって処理をされる、あるいは年次計画によって逐次これが実施段階に移っていくというふうな、そういうことがなければ私ならぬのではないかと思ふのですけれども、どうですかこれ。ただ、たとえば、あなたの御答弁のように、第一の現金封筒はどうしたかと言わ

れば、それはいま利用者の選択にまかせておきますのだと、こうでなしに、もつと振替が確実迅速に、しかも安全でやれるということになれば、これは現金送達には要らなくなるわけでしょう。赤字を出してやるよりも、いわゆる四・何%のパーセンテージを、これを三〇%、五〇%に高めるのはどうしたらいいかということをやつて、そうして現状で停滞するということとは、これはもう明日にはどう変わるののだというふうな、私は一つの前向きの方針というものは立てらるべきだと思ふのです。どうですか、実際上どういふ面では。○政府委員(稲増久義君) 今回の振替法の改正も、実は仰せのよう普及をねらつておるわけでありまして、まだわれわれといひまして十分ではございせんが、さらに制度の改正によりまして運用収入等がふえてくる見込みでございまして、一、その料金等を調整する等です。また口座等によりまして飛躍的に口座の加入者もふえるというふうなことで、振替も電話と同じようになるべく多くの人が持つていただくほど効率が高くなる制度でございまして、そういう連鎖反動的に制度が発展していく、こういうふうに考えております。

○横川正市君 大臣来られたから、前段でいろいろ質問をいたしまして、政務次官からあなたにお伝えをいただくことをお願いをいたしておきました。それで、さきに余裕金の問題等を一つのきつかけとして振替のいわゆるこの制度について大臣の決意を聞かせてもらつたわけですが、ぜひひとつ政務次官のほうに、二度と繰り返しませんか、窓口の開設のための努力であるとか、それから企業などの努力によって当然収益があるものについては、どんどん改善してもらつて、いま郵政事業——郵便、貯金、保険事業の落ち込んでおるその状態を克服するために真剣にこれは取り組んでもらわなければいかぬという点を申し上げましたから、この点をぜひひとつお聞きいただいて、事務局を督促して一体となつて解決に努力していた

いただきたい、この点を最後に一つ私から要望して、きょうはこの程度にとどめておきます。

○永岡光治君 ただいまの質問に関連いたしました、大臣がお見えになりましたから、二つだけ。一つは質問、一つは要望になります。

その第一点は、横川委員のほうから質問いたしました沖繩の貯金の問題でございしますが、関係の閣僚の皆さんと相談してやるということですが、私の聞きたいのは、いずれこれは措置をしなければならぬと思ひますが、そのときの支出會計ですね、特別會計から出ることになるのかどうかということ。大臣の話では、慰労金と申し上げるのが適当なのかどうかわかりませんが、完全なそれを弁償するという意味についてはどうかということになります。なおさらこれは問題があるわけですが、その点はどういうことになるんでしようか、腹がまえだけ。

○国務大臣(郵務一君) 横川さんのおっしゃいました御趣意は、よく政務次官からも聞きまして、御趣意を体して急速に考えることにいたしましたと思ひます。

いま永岡さんのおっしゃいました点ですが、私は特別會計で、また預金者全体のことを考えます場合には、沖繩の方に御同情申しながら、その限度はきわめて限られておると思ひます。私は、このことは郵政大臣の考え方、會計の中でいたすことならば、ほかに別にだれとも相談する必要があるわけではございせん。ただ、先般沖繩立法院から参りました方から、具体的に何も言われなかつたのでございせんけれども、本土に来てみて、来る機会が割りに少ないのに、沖繩の窓口は総理府だとかいろいろ言われる。しかし、それぞれのところに関係があるから、どうかその関係の各大臣、各省が、ひとつとつてかへ行つたらそれを持ち寄つて相談してくるような形にしてほしい、その点だけ御要望でありました。これは聞いてみると、ごもっともなことでありまして、ごもっともなことでありまして、それは一般會計でどう考へるか——これは大蔵大臣の多分に考へること

でございましてけれども、特別會計だとして考へれば、もう私のほうの考え方だけでいたすこととあります。私のほうの考え方です。このこととすれば、非常に限られた幅においてものを考へてまいります。ただ、いままでの見舞い金よりはやや割りのいい率を考へ得るのじゃないかという程度だと思ひます。しかし、さらに沖繩の方全体について、必ずしも郵便貯金ということにこだわらずにものを考へようというふうなことが、政府内部で考へがあれば、それはまた私一案だと思ひますが、たまたまといひましては、いままで考へておりましたこと、何とか先方の御了解を得れば、早く解決をいたしたい、こんなぐあいに考へております。

○永岡光治君 これは完全な、内容がびつたり一致するわけじゃありません。少しケースが違ふと思ひますが、韓国あたりの引き揚げ者及び韓国人そのものに対する払い戻しと申しますか、その問題は処置されたとは私思ひますが、全部込めて一般會計から幾らというところで措置されたように思ひます。そのときにはたしか特別會計から出していなかつたんじゃないかと思ひますが、そういう例もあるわけですから、これは十分勘案をして、いやしくも特別會計の危殆に瀕するようなら、それほどのたいした金額でないかもしれせんけれども、そういう配慮というものは十分考慮していただきたいと思ひます。

それから第二点は、これは要望ですが、これも先ほどちよつと、そのこと自体に対する質問じゃありませんでしたけれども、中に触れてまいりました貯金に従事をしております職員です。職員の人事が非常に詰まつておるんじゃないかというところのお話であります。私も地方に参りまして、確かに実情はそうだと思います。度合いは多少違ひますが、保険の場合もやっぱり同様な悩みを持つておるんじゃないかと思ひますが、人事についての配慮ですね、これを十分にひとつ大臣、関係当局と考へてもらわなきゃならぬ

と思ひますが、これは要望でございますが、近くまた異動期にもなるかと思ひますが、そのときには十分配慮していただくように——人事が停滯してあまり勤勞意欲を欠くようなことでは困りますが、そういう配慮をしていただくたいと思ひますが、この点についての大臣のひとつ考えと申しますかね、それをひとつ、要望を込めて、答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(野田一君) 人事全体については十分考えなければいけないことでありますし、ことに、いま御指摘のように、停滯しておるようなことがありますれば、当然考えなきゃいけないことでございます。よく実情を私もさつそく聞きまして、御要望のお気持ちを体して、ひとつよく考えてみることにいたします。

○永岡光治君 以上で私の質問を終わります。

○野上元君 手数料の引き上げの問題について、二、三質問しておきたいと思ひます。

今回、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案として、手数料の改正が行なわれるわけでありまして、この中に改正の理由として、「適正なものに改めようとするものであります」と、こういうふうな理由をうたつてあるわけでありまして、郵務当局としてこの適正であるという基準というものは一体何に置いておられるのですか、それをちよつとお聞かせ願ひたい。

○政府委員(長田裕二君) 私どもとしては、いろいろかかつておりますコストをまかなう程度の手数料、でき得れば経費に若干の余裕をつけた手数料を差し上げたというふうに考えております。

○野上元君 非常に抽象的なお答えなんです、たとえばこの法案を提出されるについて、参考資料として、たばこの販売手数料が載っているわけですが、いま私はこれを見ながら両者を比較検討してみたのですが、これについて何か参考になされたというところはございますか。

○政府委員(長田裕二君) たばこの手数料は、実

は午前中の御審議の際にもちよつとお話が出ましたのですが、いろいろ事情の違いからいたしまして、切手の売りさばき手数料につきましては、直接このたばこの手数料のまねをするといひますか、これに追隨するといひますか、似たような形には、まあ財政状況からいひし得ませんし、またそこまではないかと、切手の手数料というものは事情の違いからしてやむを得ないものだからといふふうに考えているわけでございます。

○野上元君 念のためにこれとちよつと比較してみたいと思ひますが、たとえば十萬円の売り上げがあつた場合に、切手あるいは印紙の場合には百分の五ですから、それに十二をかければ一年分の手数料が出るわけですね。それと、大体六萬圓といふものが手数料になると思ひますが、そういうふうな計算してよろしいですか。

○政府委員(長田裕二君) 切手、印紙を十萬圓一カ月買ひ受けた場合の手数料は、五千四百圓になります。たばこの場合は、これは月額十二萬圓までは一割でございますから、十萬圓の場合は一萬圓といふことになります。

○野上元君 そうしますと、いま私が計算しましたように、切手は、月額十萬圓の手数料について、それが一年間続くと計算すると、百分の五をかけて得た数字に十二をかければ年間の手数料が出るわけですね。それと、六萬圓といふことになるのです。一方たばこのほうを計算してみますと、大体年間百萬圓の売りさばきがあれば十萬圓の手数料といふことになるわけですね。その十萬圓と六萬圓の差があるわけですね。そういう点については、計算して比較されたことがありませんか。

○政府委員(長田裕二君) 月額十萬圓が、たばこのほうの収入一萬圓に對して五千四百圓でございます。これを一年にいたしますと、十二萬圓と六萬四千八百圓に相なるかと思ひますが、今度の手数料の改正案をつくるにつきては、たばこと直接そういうふうな比較をいたしましていたしたことはございません。一応たばこの手数料といふものを念頭に置いては考えますけれども

も、主たる基準といふふうにはして考えませんので、従来からのいきさつ、それから手元に持つておりました資料などからしまして、十萬圓以上売りさばくところの経費、これは金利とか労賃とか雜費だとか物件費、それに若干の余裕、そういうものを込みまして算出しまして、今度の改正をお願いしております程度のものが、ほぼ経費をまかない得てなお若干の余裕を差し上げることができるといふふうに考えたわけでございます。

○野上元君 それじゃたばこの比較は一応その程度にしまして、今回ばかりではなく、前回から、この一萬圓以下、それから一萬圓をこえて十萬圓以下、それからさらに十萬圓をこえて百萬圓以下、百萬圓をこえて百五十萬圓以下、さらに百五十萬圓をこえる金額、こういうふうになつておるわけですね、分類が、ところが、一萬圓の場合には、今度百分の九になるわけですね。今度一萬圓をこえて十萬圓以下の場合には百分の五になるわけですね。今度十萬圓をこえてと百分の一・五になるわけですね。それと矛盾が起きますと思ひます。たとえば十一萬圓売れた場合には、一萬九千八百圓に手数料が私の計算ではなるのです。ところが、十萬圓の場合には百分の五をかけるのですから、逆にこれは六萬圓くらいになるのです。そういうふうな、たくさん売つたほうが少なくなる、手数料が、この落差が大きいために、そういう關係がずつと全部起きてきやせぬか、こういう心配があるのです、その点の救済方法といふのがないわけですか、それとも私の計算方法が違つていますか。

○政府委員(長田裕二君) 今度の手数料は、相当高率に売りました場合でも、たとえば十一萬圓売りました場合には、十一萬圓に對して一・五%をかけるのではなくて、最初の一萬圓には九、それから一萬圓をこえて十萬圓までの九萬圓の部分については五分、それから十萬圓をこえた部分だけにつきては一分五厘、そういうふうな手数料を加えていくわけでございます。

○野上元君 そうしますとね、いま私がちよつと

自分でかつてに出した数字で、誤りがあつたようですが、十一萬圓売つた場合の手数料は幾らですか、すぐ出ますか。

○政府委員(長田裕二君) 十萬圓が五千四百圓でございましたので、その上の一萬圓は百五十圓、五千五百五十圓といふふうに考えております。

○野上元君 それは總計幾らになりますか。一年間の計算として、毎月十一萬圓売れたとして、一年間の計算では幾らになりますか。毎月々々に計算するのですか。

○政府委員(長田裕二君) 毎月ごとに大体計算して手数料を支給いたします。五千五百五十圓の十二倍といふことになつたわけでございますが、いまちよつと計算しております。

○野上元君 十萬圓売つた場合に、月の手数料は百分の五でしよう。そうすると、それは五千四百圓じゃないですか。五千四百圓といふのはどういふ計算ですか。最初の十萬圓のところの計算のやり方が違つたわけですね、私のほうが、それで五千四百圓といふことになる。それで、十一萬圓の計算の場合には、三つの段階に分けて計算するから、それが五千五百五十圓になる。そうすると、結局百五十圓だけ十一萬圓のほうに手数料が多い、したがつてよけい売つたほうが少なくなるというふうな計算はいずれの場合にも当てはまらない、こういうふうに承知してよろしいですか。

○政府委員(長田裕二君) 仰せのとおりでございます。

○野上元君 それでは、三十萬圓を売つた場合の一カ月の手数料といふのは幾らになりますか。

○政府委員(長田裕二君) 八千四百圓になるのではないかと思います。十萬圓までが五千四百圓で、上二十萬圓につきては一分五厘、三千圓になりますので、八千四百圓かと思ひます。

○野上元君 そういう計算は、百萬圓であつても、百五十萬圓であつても、全部そういう計算でずつとやつていくわけですか。

○政府委員(長田裕二君) 仰せのとおりでございます。

ます。

○野上元君 そろそろと、全体的にはバランスはとれる、私が心配したようなことは起こらないというふうに認識してよろしくございませうか。

○政府委員(長田裕二君) 仰せのとおりでございます。

○野上元君 それでは、旧来の手数料の総額は幾らで、今回ふやしてどれくらいの総額になるのか、お示しをいただきたい。

○政府委員(長田裕二君) 四十年度が二十四億千七百円、これはまだ予定でございます。四十一年度におきましては、この手数料の改定による増額の分五億一千万円を含みまして、自然増と、それから郵便料金の値上げによる増加と、全体合わせまして三十三億六千万円ほどになる予定でございます。

○野上元君 郵便料金を値上げしないとすれば、この改正による増額は一千万ということですか。

○政府委員(長田裕二君) 五億一千万でございます。約一七・九%の引き上げになるわけでございます。

○野上元君 ここに、資料に売りさばき所の数が出ておりますが、この中で、あなたのほうにもし資料があればお聞かせ願いたいのですが、最高の手数料を取っているところはどれくらいあって、どれくらいの額を手数料として取っているか、それはわかりますか。

○政府委員(長田裕二君) 東京都内に二千五百万円ばかり売っているのがございまして、これが私どもの知る限りでは最高でございます。

○野上元君 二千五百万円というのは、それは手数料ですか。

○政府委員(長田裕二君) 一カ月の売り上げでございます。

○野上元君 そろそろと、その手数料は幾らになりますか。

○政府委員(長田裕二君) 十四万円ほどになります。

○野上元君 一番下のやつは三千円ということになります。

○政府委員(長田裕二君) 新しき基準によりまして、五千円以下のところが手持ちにございまして、それは約四万三千五百円ばかりございまして、三千円未満のものは、たしか全体の三割強ぐらいでございます。四割まではいっておらなかつたと思ひますから、ほぼ三万カ所をちょっと上回る程度だと存じます。

○野上元君 最低の売りさばきをやってるところが、大体全体の三割何ぼあるということですね。これはたばこの売りさばき所というのは数はわかりませんが。

○政府委員(長田裕二君) たばこの小売りをいいますところは、全国で約十八万カ所でございます。

○野上元君 大体わかりました。それで、これを決定される場合に、おそろしく売りさばき所の組合みたいなものがあると思うのですが、そのほうから来た陳情というものの要求は、一体どれくらいだったのですか。

○政府委員(長田裕二君) 財団法人の切手売りさばき協会がございまして、それから公式に参りましたのは、幾らまでは何%、幾らまでは何%という形では参りませんが、非常に手数料をかけるわりあいには手数料は低いので、みんな困っているから、相当引き上げてもいいと、そういうふうなことでございまして。

○野上元君 相当引き上げてもいいという要望は常々私たちが聞いておったのですが、この場合それでは相当引き上げたということになりますか。

○政府委員(長田裕二君) 先ほど申し上げましたように、一七・九%でございます。三十七年からのことでございますので、非常に引き上げたということには、そこまではまいらないかと思ひますが、ただ、年々売り上げが相当伸びておりますので、総体的な手数料収入について見ますと、三十七年度が十六億七千二百万円でございます。売り

さばき所の数も少しはふえておりますが、一年々千四、五百ずつふえておりますが、これが四十一年度、これは予算でございますけれども、三十三億六千万円くらい、倍になっておるといふことなども考え合わせますと、まあ全体として事実上相当改善はされているというふうに私も考えておる次第でございます。

○野上元君 倍になったと言っておるのですが、その倍の、もとの数は、それは何年のやつですか。

○政府委員(長田裕二君) 昭和三十七年でございまして。三十七年の四月から現在の手数料に改められたわけでございます。

○野上元君 そろそろと、この沿革を見ますと、大体四年に一ぺんくらい上げてきておるようですが、大体そういうつもりで計画的にやっております。

○政府委員(長田裕二君) そこまでは考えておりませんが、確かに、仰せのように、二十四年、二十九、三十三、三十七年というふうに改正はされておりますけれども、今後につきましては、私たちが、実は午前中も申し上げたことですが、相当精細な資料をとりまして、しっかりと検討を加えて、この次にどうすればいいか、いづれどうすればいいかということを研究いたしましたというふうに考えております。

○野上元君 最後に、さっきもお話ししましたように、少額のものの中額のもの多額のものに分けて、ランクがあまりにも落差が大き過ぎるようになっているのですが、これについては、当局としては思っているのですが、これについては、当局としては不合理だというふうには考えておられないのか、大体これではよろしいというふうな見方ですか。

○政府委員(長田裕二君) ちょっと将来の問題といたしましては、ただいま申し上げましたように、詳しい資料を検討いたしました上でこの問題に取り組んでまいりたいと思ひますが、当面のこのたびの改正につきましては、実は手持ちの資料につきまして、要ります金利とか人件費とかをずっと計算したり、あるいは部分的には実地に当

たつたりいたしましたのですが、今回の改正で、一とあり、一万円以下一万円から十万円、十万円から百万円、それぞれこのたびの改正いたします手数料ではどのところになるという結論を得た次第でございます。

○委員(田中一君) ちょっと関連して。精算は、これは何日目にやるわけですか。

○政府委員(長田裕二君) 毎月の計算でございます。

○委員(田中一君) 毎月の計算が、何日間かかって精算されますか。

○政府委員(長田裕二君) これは大体一カ月目、あるいは最後の買付けに参りましたときに計算いたしました。金額、手数料に相当するものを実際上差し引いて切手代を納めてもらうわけでございます。

○委員(田中一君) ひとつ大臣に伺っておきたいのですが、こうして何万とある売りさばき所は、おそろしく切手、印紙を常時持って販売している。局までどこからでも売りさばき人が現金を持って、その現金も通貨で持って買に行くことになるわけでしょう。そうして買って帰ってくる。これは一カ月たつて売れて、足りないものを補充するでしょう。これはみんな現金でしょう。そうして一カ月目によりやく向こうへ持っていくと、おそろしく、先ほどから各委員の話を聞くと、郵便局というのはだらしないがなくて、どんな事務でも三日や四日、普通の経済機関と比較すると四、五倍かかるというふうなことを聞いておりますが、おそろしく現金をもつて買った手数料をもらいに行くのにやはり三日や四日かかるのじゃないかと思ひます。そういうことをすると、売っている局へ買いに行くのと、局へもらいに行く歩合と、精算をしに行くわけですか。こういうところに、いまお話しした三千円とか五千円とかしか売っていないところは、足代にもならぬということになってしまふのです。たとえ、今度の改正で一万円以下の金額のところは五千円とみなして、百分

の九としても九百円ですね。五千円なら四百五十円、離島とか僻地から買に行った場合には、とても話にならぬわけですね。四百五十円ではどうにもならぬです。そこで、こういう方法をとったらどうかと思うのは、委託売りさばき制度、これはむしろなさきお話のあったように、二千五百万も売らなところにはそんなことをする必要はございません。一定の、たとえば一万円、あるいは五千円以下しか売らないというところは全国に何万かあると聞いておりますが、その辺までは、売りさばき人に委託するわけです。そうすると、売ってらつて、月に一ぺんなら一ぺんでもいい、たばこ屋へたばこを配給して歩いてる。そして精算して歩く。だから、委託して、次の機会にまた行つて、売れたものの金をもらつて、手数料を払つて、また新しいものを置いてくる、ちよど富山の売果みたい。このぐらゐのことをしなければ、名譽とか、精神的な一つの誇りを持たしては、今日の日本の経済社会では、あなた方がその人間をだますことになるわけですね。その人たちの労働力というものをだまして搾取するわけです。これはいけません。だから、一定限度の、いま三万といわれているところの、今度値上げして五千円以下の人たちは、保証人何名なら何名つけばこれはもうよろしい。そうして、月に五千円を着服する人もいるかもしれない。けれども、五千円程度のものなら、これに対しては逆に委託制度、郵便局が委託をして、精算に出かけていって、その費用を払つてやる。手数料を払つて、またお願いしなさいということ、こういう制度をとらなければ、かりに三千円の分を、三千円売らなくても、五千円にみなして四百五十円の金をやつたところが、そんなものはどうにもなるものではないのです。バスに乗るのだから何だつて、特にこれが僻地とか遠隔地、離島、これは適当にやつているかもしれないけれども、一々四百五十円取りに三里の道を往復歩いたつてどうなりますか。バスに乗つたつて二百円や三百円かかるものですよ。そういう不親切なことを、かつての天皇

制時代の美名に隠れてまた押しつけているということは、私は手数料の問題にも、こうなつた以上は、少し伸びたんですから、とやこう言いませんが、制度そのものを考えるべきであると思う。単に、何ですよ、二千万売るところにやれというんじやないんです。せいぜい五千円以下しか売れないところに対しては、これはもうサービス機関なんですから、サービス事業なんですから、国民のものなんですから、この郵便なんというものは、だから、これはまあ職員の方々もたいへんだろうけれども、郵便局はあなた五円のはがきをちやんと相手まで届けるんですよ。もう何十里でも何百里でも、汽車や飛行機に——飛行機には乗らぬかもしれないけれども、汽車や船に乗つて、局から五里も離れた山の中へ届けるんですよ。一方でこうしたサービスをしながら、四百五十円の手数料をもらふために、五千円の現金を先に払つて、それで切手なりあるいは印紙なり買つてきて、そうしてまた今度は四百五十円もらうために、何里かしらぬけれども、そこへもらいに行くといふことですね。こういう制度は、これは手数料の問題じゃないです。制度の問題です。これは根本的に改めて、愛情のある政治をするならば、郵便法と同じような精神に立ち返らなければいかぬと思ふ。私は、郵務局長が、一方において郵便物の配達にはこれだけの愛情とつばな泰仕の姿を見せながら、それをこのはがき、切手、印紙等に対してはこんな過酷な制度でもつてやるなんていうことは、これは今日の日本の社会のあらゆるものと比較して一緒になりません。こういう収奪、こういうことは許せるものじゃないです。手数料は要りませんから、どうかこれはいままでもできるわけなんですから、どうしてこれは委託売りさばき制度、特殊の一定のものに対しては、これはほんとうのサービス精神です。郵便法と同じような精神に立ち返つてやるといふ考えはございませんか。

○国務大臣(都祐一君) 現在、一カ月目に買い受けに参りますとき、手数料を差し引いて渡しておりますから、手数料を受け取りに行くために二度も三度も足を運ぶことはないやうでございまして。これも私は、實際の手續は知りませんが、聞いておるのでございまして、何か買い受けに参りますときに手数料を差し引いて——ちやうど一カ月目ぐらゐになりまして、手数料を差し引いて売渡ししておるやうです。

○委員長(田中一君) それじゃあ返事になりますよ。そういうことは返事にならぬよ、それは。○国務大臣(都祐一君) それで、いまのところではそういう手数料を別にかけていないから、とにかく郵便局に行く。行くことは行くんですよ。行くと渡してくれろと。

○委員長(田中一君) また一カ月に行くんでは。○国務大臣(都祐一君) ええ、一カ月目に。○委員長(田中一君) 四百五十円の手数料をもらうために行くんですよ。

○国務大臣(都祐一君) いやいや、その切手を買ひ受けに行く、そのときにその手数料というものはあつて、だから安く渡すといふことですよ。だから、その全部あなたの言うやうにぐるぐる歩いて、郵便局には来ぬで、委託して、こつちのほうは全部出張しろといふことも、一つの考え方です。これらもそれは研究はしてもらいます。しつてもらいますけれども、とにかく切手を買ひに行つたときには、あなたのところの手数料はこれだけあるから、だからその切手の金額よりもこれだけ安く渡しますといふことでやつてゐるやうです。

○委員長(田中一君) そのやつてるといふことは、あたりのことなんですよ。今日のすべての経済社会では、仕入れるときにはやはり仕入れ原価で買ふものなんですよ。しかし、それも最近のことであつて、いままでもやつてなかつたんですよ。いつからやりました。いままでもやつてないですよ、それは。

○政府委員(長田裕二君) 現在の会計規程を最近改正いたしましたときからでございまして、もう数年実施しているわけでございます。

なお、そのほか制度といつたしましては、売りさばき所が非常に遠いような場合につきましては、集配人による売り渡しという制度もございまして、集配人に申し込みをさせる。申し込んで金を持つて行かせる、集配人が次の配達るときに切手とその郵便局の受け取りを持つて届けるという制度でございまして。あまり非常に広くは活用しておりませんが、売りさばき所が相当遠いような場合にはこの制度も使われておるはずでございまして。

○委員長(田中一君) 大臣ね、そういう制度があるやうですから、全面的にそういうものを活用して、おそろく知らない人もあると思うのです、売りさばき所の。なるだけめんどうでないことにしたいという気持ちも郵便局にあるでしようから、配達するほうの側と一緒に、全部そういうことにしてあげるといふやうな制度をとる、これが一つの注文です。

もう一つは、委託ですよ。有価証券が何か知らぬけれども、とにかく五千円の切手やはがきぐらゐ委託しておくのですよ。郵便局にはそれだけ資本出さないで、五千円の金出さないで、手数料だけ払つてやるというシステムにしたらどうなんでしょうか。それぐらゐの資金、一定の資金まで、五千円なり一万円の限度をきめて、この限度なら貸しなさいと、そういうことになれば、三万何千円もあるのですからね。かりに一万円買つたところが九百円ですよ、一カ月の手数料がですね。そのぐらゐのことがですね、一万円の金を持つて行かないでもですよ、委託されて、それで何枚残りましたか、あと補充いたしますといふことで持つてくるやうなことをするのが、これが、郵便法の精神といふものはそこにあるんですよ。ところが、売りさばき人に対しては、それでなく、そういうやうな、それこそほんとに切手を買ふという労働ばかりじゃないのです。資本を出し、かつまた仕入れのための労働なんかまでさせるなんといふことは、これはもう九百円ぐらゐの、一

万円で九百円ぐらいの手数料ではこれはいけません。その制度をひとつ検討してください。いまのよりの集配人が、そういうようなものは全面的にそれを採用するようにしてほしいと思います。大臣、もう一ぺん、さっきのようなあいつのてな

○国務大臣(都下二君) 私現在の実情をあまりよく存じませんから、ひとつ郵務局長からお答えさせます。

○政府委員(長田裕二君) ただいまの委員長のお話、委託販売にするよりなことも検討しろという点、十分検討をいたすつもりでございます。まあ一通り考えられますのは、実はまあ切手の管理の問題で、かなり手続、手数等はまあたいへんなような感じもいたします。現在一万円以下の売りさばきのものにつきましては、大体二千円程度の資金を動かして、私どもの調査の結果によりまして、二千円程度の資金を動かしてやっています。よろしいので、まあ金利もそれほどでもないというふうなことから、ただいまあのような制度にしているわけでございますが、お話の点につきましては、精細な資料をつくらすときに十分検討させていただきます。

○野上元君 もう一度ちょっと聞きたいのですがね。たばこの場合ですね、これ一千万円売れたとすると、千分の八十ですから、年間八十万円の手数料ということになりますね、単純に計算すれば。郵便切手の場合ですね、年間千万円売れるというところになると、大体月にまあ百万程度売れるものと比較してみないと比較検討できないわけですが、一千万円たばこで売れた場合に、年間八十万円の手数料になる。それを月に直して見ますと、大体六万六千六百六十六円になるわけですが、それが切手に引き直した場合には、月百万円のものに計算しないと比較できないのです。が、百万円の場合に月額幾らですか。

○政府委員(長田裕二君) 一万八千九百円になります。

○野上元君 六万六千六百六十六円と一万八千円

と相当開きがあるわけですが、これらについて、何といえますか、切手印紙を売りさばく手数と、それからたばこ類を売りさばく手数と、その間に努力あるいは手間というものが相当違うというので、おおむねこれでバランスはとれているのだと、こういう考え方ですか。

○政府委員(長田裕二君) たばこは嗜好品でございますので、それから専売資金による国の収入をできるだけふやしたいという政策も一方ではあるわけでございます。おそろくこのたばこのほうの手数料には奨励的なものがかかり含まれているのではないかと、いろいろに考えられます。

○野上元君 最後に一つだけ御質問しておきたいと思いますが、この資料によりまして、切手の売りさばき所において売りさばいた売りさばき金額は八百五十九億九千七百六十三万九千円というのになっておりますが、このうち切手と印紙はどのくらいの比率になっておりますか。

○政府委員(長田裕二君) 売りさばき所では昭和四十一年度じゅうに売りさばく切手印紙、合計八百六十億ばかりでございますが、そのうち切手が三百十八億、印紙が五百四十一億余りと予定しております。

○野上元君 この売りさばき所において売りさばく予定の三百十八億円は、郵政省の総切手の売り上げ高に対してどれくらいの比率になるのですか。

○政府委員(長田裕二君) 昭和四十一年度において予定されます郵便切手の売りさばきは千二十七億を予定しておりますので、ちょうど三十一％に当たります。郵便収入はもっと多いわけですから、切手による収入、切手の売りさばき額という点だけについて見ますと三十一％でございます。

○野上元君 以上で私の質問を終わります。

○委員長(田中一君) 他に御発言もなければ、両法案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、それではこれより討論に入ります。

まず、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の討論を行ないます。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○光村哲助君 私は、日本社会党を代表して、本案に賛成の討論をいたします。

しかし、無条件賛成というのではなく、後に述べる附帯決議案文にもありますように、貯金事業の現在の制度のあり方に根本的な問題として、郵政省で集めている郵便貯金総額は現在二兆六千余億円の巨額に達し、これがそっくりそのまま大蔵省の資金運用部に預託され、せっかく郵政従業員が汗水流して集めた金なのに、郵政省にはほとんど発言権がなく、郵政省が自主的に預かり金の効率的運用によって運用収入の増大をはかる余地がないのはまことに遺憾であります。このままでは貯金の募集に当たる第一線従業員の士気を阻害させることはなほだしいものであります。

ことに、今回の郵便振替制度の改正によって、従来の振替貯金の概念から債権債務の決済の送金手段となり、その間に滞留された金こそは、資金運用部に預託することなく、郵政当局において運用できるように改善することが最も望ましい機会でありまして、われわれは本委員会で大蔵当局にもただしたいと思いましたが、時間の関係上今回はこれだけできなかつたのは残念であります。

郵政当局は全従業員の手帳でありますところの貯金の運用の改善について今後さらに格段の努力をせられるよう要望し、次の附帯決議を付して賛成いたします。

附帯決議(案)

今回の法改正によって、郵便振替制度はかなりの刷新をみることになるが、この制度本来の目的に鑑み、預り金の効率的な運用によって運用収入の増大をはかる等の措置を検討するよう政府に要望する。

右決議する。

以上。

○委員長(田中一君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、それではこれより採決に入ります。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田中一君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました光村君提出の附帯決議案を議題といたします。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田中一君) 多数と認めます。よって、光村君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○国務大臣(都下二君) ただいまの附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討いたしますことといたします。

○委員長(田中一君) 本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

郵便切手類充さばき所及び印紙充さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田中一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は三月二十三日を予定とし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は二月十五日)

一、郵便切手類充さばき所及び印紙充さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は二月十六日)

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大と余剰金直接運用に関する諸願(第八九八号)

(第九六六号)

一、高知県佐川町西佐川地区に無集配特定郵便局設置に関する諸願(第九七六号)

第八九八号 昭和四十一年二月二十五日受理
簡易保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大と余剰金直接運用に関する諸願

請願者 神奈川県平塚市須賀三八六神奈川

県連合簡易保険加入者の会内 井上茂平

紹介議員 河野 謙三君

この諸願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第九六六号 昭和四十一年三月一日受理

簡易保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大と余剰金直接運用に関する諸願(四通)

請願者 愛媛県松山市土橋町一六ノ四松山
土橋郵便局内 丸山三郎外九十

紹介議員 堀本 宜実君

この諸願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第九七六号 昭和四十一年三月一日受理

高知県佐川町西佐川地区に無集配特定郵便局設置に関する諸願

請願者 高知県高岡郡佐川町佐川町議会議
長 植田精一郎外一名

紹介議員 光村 甚助君

高知県佐川町西佐川地区に無集配特定郵便局を設置せられたい。

理由

佐川町西佐川地区は戸数千五百五、人口四千三百をもつて構成され、地区内には佐川高等学校、佐川小学校、佐川警察署、四国電力佐川変電所、国鉄西佐川駅等の官公署があり、昼間人口は六千人をこえる状態であるが、国民生活に欠くことのできない郵便関係官署に恵まれず、遠いものは三キロ以上、近いものでも一、五キロ離れた佐川局まで出掛けなければ用を足せない不便な現状である。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便局舎等整備促進法案(衆)

郵便局舎等整備促進法案
郵便局舎等整備促進法

(目的)

第一条 この法律は、郵便局舎の老朽、狭小等による利用上及び執務上の不便を解消するため、郵便局舎等の整備の計画的な実施を促進し、もつて公衆の利便の増進と事務効率の向上とに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「郵便局舎」とは、郵便局の事務の用に供する庁舎及びこれに附帯する施設をいう。

2 この法律において「郵便局舎等」とは、郵便局の事務の用に供し、供するものと決定され、又は供することとなる庁舎その他の建物及びこれに附帯する施設並びにこれらの敷地(敷地となるべき土地を含む)をいう。

3 この法律において「整備」とは、前項の庁舎その他の建物及びこれに附帯する施設の建築、修繕、模様替若しくは取得又は同項の敷地の取得、造成若しくは借受けをいう。

(第一期五箇年計画)
第三条 郵政大臣は、昭和四十一年度以降五箇年間に第一期として、当該期間中における郵便局舎等の整備に関する計画(以下「第一期五箇年計画」という。)の案を郵便局舎等整備審議会の審議を経て作成し、閣議の決定を求めなければならない。当該第一期五箇年計画の変更については、また同様とする。

(第二期五箇年計画)
第四条 郵政大臣は、第一期五箇年計画の期間の終了前に、昭和四十六年度以降五箇年間に第二期として、当該期間中における郵便局舎等の整備に関する計画(以下「第二期五箇年計画」という。)の案を郵便局舎等整備審議会の審議を経て作成し、閣議の決定を求めなければならない。当該第二期五箇年計画の変更についても、また同様とする。

(第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の内容)
第五条 第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該各五箇年間に施行するべき郵便局舎等の整備の目標

二 当該各五箇年間に施行するべき郵便局舎等の整備の事業の量

2 第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画を定めるについては、老朽、狭小その他利用上及び執務上の不便の程度の大い郵便局舎に代替すべき郵便局舎等の整備を優先的に取り扱わなければならない。

(財源措置)

第六条 政府は、第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画を実施するため、当該各五箇年間の各年度において、新たに積み立てられる簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金の額の二十分の一の額を下らない金額を、郵政事業特別会計に貸し付けるように措置しなければならない。

2 政府は、前項に定めるもののほか、財政の許す範囲内において、第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の実施に要する経費の財源につき、必要な措置を講ずるものとする。

(協力等)

第七条 各省各庁の長及び大蔵大臣又は郵便局舎等の所在地の市町村の長は、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)第五条第二項又は第三項の規定によるほか、郵政大臣の申出に応じ、第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の円滑な実施が促進されるようにそれぞれ協力をし、又はあつせんに努めなければならない。

(郵便局舎等整備審議会)

第八条 郵政省に、郵便局舎等整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- 一 第一期五箇年計画に関する事項
- 二 第二期五箇年計画に関する事項
- 三 その他郵便局舎等の整備に関する重要事項
- 3 審議会は、郵便局舎等の整備に関する事項について必要があると認める場合においては、郵政大臣又は関係各大臣に対して、意見を述べることができる。
- 第九條 審議会は、委員十二人以内で組織する。
- 2 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の長及び学識経験のある者のうちから、郵政大臣が任命する。
- 3 審議会に会長を置き、委員のうちから郵政大臣が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、非常勤とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。
- 第四十二條を第四十三條とし、第四十一條の次に次の一條を加える。
- 第四十二條 政府は、郵便局舎等整備促進法（昭和四十一年法律第 号）に基づく郵便局舎等の整備に関する第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の実施に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金を行うことができる。

3 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表

郵政審議会	郵政審議会
第三条に掲げる事業の健全かつ能率的な運営及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）の公平かつ能率的な運営を図るため、その事業及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）に関する事項を調査審議すること。	第三条に掲げる事業の健全かつ能率的な運営及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）の公平かつ能率的な運営を図るため、その事業及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）に関する事項を調査審議すること。

郵政審議会	郵政審議会
第三条に掲げる事業の健全かつ能率的な運営及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）の公平かつ能率的な運営を図るため、その事業及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）に関する事項を調査審議すること。	第三条に掲げる事業の健全かつ能率的な運営及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）の公平かつ能率的な運営を図るため、その事業及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）に関する事項を調査審議すること。

本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費としては、平年度約百五十二億円の見込みである。

第七号中正誤
 ペジ 段行 誤 正
 二 三 終わり 就船 就航
 一 四 終わり 利益金が 利益金が
 六 三 終わり 利益金が 利益金が
 九 一 未 保安 保守
 一 三 終わり ますよ ませんよ
 一 七 一 終わり 電電公社 国際電電
 一 六 一 終わり

第八号中正誤
 ペジ 段行 誤 正
 一 二 五 郵便 郵便
 二 三 三 翌日 翌月
 四 四 終わり 需要を 需要も
 八 二 三 起因 基因
 八 二 三 終わり かわらない わからない

昭和四十一年三月二十五日印刷

昭和四十一年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局